

ページ	修 正 前	修 正 後
予 - 1	第 1 部 災害予防 第 1 章 風水害・雪害に強いまちづくり (略) また、市及び県（県土整備部）は、治水・防災・まちづくり・建築を担当する各部局の連携の下、有識者の意見を踏まえ、豪雨、洪水、土砂災害等に対するリスクの評価について検討するものとする。<u>さらに、市は、前述</u>の評価を踏まえ、防災・減災目標を設定するよう努めるものとする。	第 1 部 災害予防 第 1 章 風水害・雪害に強いまちづくり (略) また、市及び県（県土整備部）は、治水・防災・まちづくり・建築を担当する各部局の連携の下、有識者の意見を踏まえ、豪雨、洪水、土砂災害等に対するリスクの評価について検討するものとする。<u>特に、豪雨や洪水のリスク評価に際しては、浸水深や発生頻度等を踏まえて検討するよう努めるものとする。また、市は、これらの</u>評価を踏まえ、防災・減災目標を設定するよう努めるものとする。
予 - 4	第 3 節 山地防災事業の推進 2 山地防災事業の推進 県(森林保全課)及び関東森林管理局は、「山地災害危険地区」(山腹崩壊危険地区・崩壊土砂流出危険地区・地すべり危険地区)における土砂災害を未然に防止するため、「森林整備保全事業計画」に基づき、それぞれが管轄する区域において、治山施設の設置、地すべり防止施設の整備等を危険度の高い箇所から順次計画的に進めるとともに、山地災害危険地区の周知等総合的な山地災害対策を推進する。特に、<u>流木災害が発生するおそれのある森林については、流木捕捉式治山ダムの設置や間伐等の森林整備などの対策を推進する。また、脆弱な地質地帯における山腹崩壊等対策や巨石・流木対策・森林整備等を複合的に組み合わせた治山対策を推進するとともに、関係者と連携した山地災害危険地区等の定期点検等を実施するものとする。</u>	第 3 節 山地防災事業の推進 2 山地防災事業の推進 県(森林保全課)及び関東森林管理局は、<u>山地災害危険地区等における治山施設の整備等のハード対策と、山地災害危険地区に係る監視体制の強化、情報提供等のソフト対策の一体的な実施や、地域の避難体制との連携による減災効果の向上を図るとともに、森林の整備・保全の推進により、山地災害の発生防止に努めるものとする。特に、尾根部からの崩落等による土砂流出量の増大、流木災害の激甚化、広域にわたる河川氾濫など、災害の発生形態の変化等に対応するため、流域治水の取組と連携しつつ、土砂流出の抑制、森林土壌の保全強化、流木対策等を推進するものとする。</u>
予 - 7	5 除雪（雪下ろしを含む）援助体制の整備 _____(略) _____(追加) _____ _____	5 除雪（雪下ろしを含む）援助体制の整備 <u>(1) (略)</u> <u>(2) 市及び県は、雪下ろし中の転落事故や屋根雪の落下等による人身事故の防止を図るよう、除雪作業の危険性と対応策を住民に示し、注意喚起に努めるものとする。また、県は、事故防止対策について、様々な情報を収集し、市町村等に提供するものとする。</u>
予 - 9	第 7 節 建築物等施設の安全性の確保 4 防災建築物の整備	第 7 節 建築物等施設の安全性の確保 4 <u>空き家等の把握</u>
予 - 10	_____(追加) _____ _____ _____	<u>7 盛土による災害防止</u> <u>市及び県は、盛土による災害防止に向けた総点検等を踏まえ、危険が確認された盛土について、各法令に基づき、速やかに撤去命令等の是正指導を行うものとする。また、県は、当該盛土について、対策が完了するまでの間に、市において地域防災計画や避難情報の発令基準等の見直しが必要になった場合には、適切な助言や支援を行うものとする。</u>
予 - 12	第 2 章 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え _____市、 県及び その他の防災関係機関 は、 _____ _____ _____災害 害が発生したとき又は発生するおそれがあるときは、 迅速かつ円滑に災害応急対策を実施し、 被害を未然に防止し、 又は最小限に抑える必要がある。	第 2 章 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え <u>災害時の備えとして、市、県及びその他防災関係機関は、他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努めるものとする。また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。その上で、災害が発生したとき又は発生するおそれがあるときは、迅速かつ円滑に災害応急対策を実施し、被害を未然に防止し、又は最小限に抑える必要がある。</u>
予 - 15	6 要配慮者への配慮等 (4) 市は、<u>小学校就学前</u>の子供たちの安全で確実な避難のため、災害時における幼稚園・保育所・認定こども園等の施設と市、施設間の連絡・連携体制の構築に努めるものとする。	6 要配慮者への配慮等 (4) 市は、<u>就学前</u>の子供たちの安全で確実な避難のため、災害時における幼稚園・保育所・認定こども園等の施設と市、施設間の連絡・連携体制の構築に努めるものとする。
予 - 25	第 7 節防災関係機関の連携体制の整備 8 水災に対する連携体制の構築 水災については、<u>複合的な災害にも多層的に備え、社会全体で被害を防止・軽減させるためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的として、国(河川事務所)及び県(河川課)が組織する「大規模氾濫減災協議会」、「都道府県大規模氾濫減災協議会」_____等</u>を活用し、国、地方公共団体、河川管理者、水防管理者に加え、公共交通事業者、メディア関係者及び利水ダム管理者等の<u>多様な関係者で、密接な連携体制を構築するものとする。</u>	第 7 節防災関係機関の連携体制の整備 8 水災に対する連携体制の構築 水災については、<u>気候変動による影響を踏まえ、社会全体で被害を防止・軽減させるためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的として、国(河川事務所)及び県(河川課)が組織する「大規模氾濫減災協議会」、「都道府県大規模氾濫減災協議会」、「流域治水協議会」等</u>を活用し、国、地方公共団体、河川管理者、水防管理者に加え、公共交通事業者、メディア関係者及び利水ダム管理者等の<u>集水域を含めた流域全体のあらゆる関係者が協働し、「流域治水」の取組を推進するための</u>密接な連携体制を構築するものとする。
予 - 26	第 8 節防災中枢機能等の確保 2 災害応急対策に当たる機関の責任	第 8 節防災中枢機能等の確保 2 災害応急対策に当たる機関の責任

予－４７	第３章市民等の防災活動の促進 第２節防災思想の普及 ３ 学校教育による防災知識の普及 _____（略） _____（追加）	第３章市民等の防災活動の促進 第２節防災思想の普及 ３ 学校教育による防災知識の普及 <u>（１）（略）</u> <u>（２）市及び県(私学・子育て支援課、教育委員会)は、学校における消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努めるものとする。</u>
予－５０	第３節市民の防災活動の環境整備 ２ 災害時におけるボランティア活動の環境整備 （４）行政・ＮＰＯ・ボランティア等の三者連携 市は、災害ボランティアの活動環境として、行政・ＮＰＯ・ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、_____研修や訓練の制度、災害時における災害ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、災害ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。	第３節市民の防災活動の環境整備 ２ 災害時におけるボランティア活動の環境整備 （４）行政・ＮＰＯ・ボランティア等の三者連携 市は、災害ボランティアの活動環境として、行政・ＮＰＯ・ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、<u>ボランティア活動や避難所運営等に関する</u>研修や訓練の制度、災害時における災害ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、災害ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。
応－４	第２部災害応急対策 第１章災害発生直前の対策 第１節警報等の伝達 １ 特別警報・警報・注意報 （１）特別警報・警報・注意報の種類及び概要 （表下）（注） ※ 地面現象の特別警報は、大雨特別警報に含めて「大雨特別警報(土砂災害)」として発表する。 _____	第２部災害応急対策 第１章災害発生直前の対策 第１節警報等の伝達 １ 特別警報・警報・注意報 （１）特別警報・警報・注意報の種類及び概要 （表下）（注） ※ 地面現象の特別警報は、大雨特別警報に含めて「大雨特別警報(土砂災害)」として発表する。<u>また、浸水警報の警報事項を含めて行われる気象特別警報は、「大雨特別警報（浸水害）」として発表される。</u>
応－４ 応－５	警報の危険度分布等の種類と概要 （表中） 「種類」 土砂キキクル（大雨警報土砂災害の危険度分布） 「概要」 （追加） ・「非常に危険」（うす紫）、「極めて危険」（濃い紫）：避難が必要とされる警戒レベル４に相当 ・「警戒」（赤）：高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル３に相当 ・「注意」（黄）：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２に相当	警報の危険度分布等の種類と概要 （表中） 「種類」 土砂キキクル（大雨警報土砂災害の危険度分布） 「概要」 <u>・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル５に相当</u> <u>・「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル４に相当</u> ・「警戒」（赤）：高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル３に相当 ・「注意」（黄）：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２に相当
応－５	（表中） 「種類」 洪水キキクル（洪水警報の危険度分布） 「概要」 （追加） ・「非常に危険」（うす紫）、「極めて危険」（濃い紫）：避難が必要とされる警戒レベル４に相当 ・「警戒」（赤）：高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル３に相当 ・「注意」（黄）：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２に相当	（表中） 「種類」 洪水キキクル（洪水警報の危険度分布） 「概要」 <u>・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル５に相当</u> <u>・「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル４に相当</u> ・「警戒」（赤）：高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル３に相当 ・「注意」（黄）：<u>ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え</u>自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２に相当
応－１１	第２節避難誘導 １ 避難指示等 エ 市長は、避難時の周囲の状況等により<u>避難のために立ち退きを行うことがかえって危険を伴う場合等</u>やむを得ないときは、<u>住民等に対し、「屋内安全確保」の安全確保措置を指示するものとする。</u> ク 市は、避難指示等の対象地域、判断時期等について、県、指定行政機関及び指定地方行政機関等へその所掌事務に関し、必要に応じて助言を求めるものとする。また、市は、時機を失することなく避難指示等を発令できるよう、県(危機管理課、河川課、砂防課、各土木事務所)へ積極的に助言を求めるものとする。 _____	第２節避難誘導 １ 避難指示等 エ 市長は、避難時の周囲の状況等により、<u>屋内に留まっていた方が安全な場合等</u>やむを得ないときは、<u>「緊急安全確保」を講ずべきことにも留意するものとする。</u> ク 市は、避難指示等の対象地域、判断時期等について、県、指定行政機関及び指定地方行政機関等へその所掌事務に関し、必要に応じて助言を求めるものとする。また、市は、時機を失することなく避難指示等を発令できるよう、県(危機管理課、河川課、砂防課、各土木事務所)へ積極的に助言を求めるものとする。<u>さらに、市は、避難指示等の発令に当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行うものとする。</u>

応 - 1 2	表 1 <table><tr><td>緊急安全確保</td><td>(略)</td><td>・ 立退きの指示 ・ 立退き先の指示 ・ 屋内安全確保の指示</td><td>(略)</td></tr></table>	緊急安全確保	(略)	・ 立退きの指示 ・ 立退き先の指示 ・ 屋内安全確保の指示	(略)	表 1 <table><tr><td>緊急安全確保</td><td>(略)</td><td>・ 立退きの指示 ・ 立退き先の指示 ・ 緊急安全確保措置の指示</td><td>(略)</td></tr></table>	緊急安全確保	(略)	・ 立退きの指示 ・ 立退き先の指示 ・ 緊急安全確保措置の指示	(略)
緊急安全確保	(略)	・ 立退きの指示 ・ 立退き先の指示 ・ 屋内安全確保の指示	(略)							
緊急安全確保	(略)	・ 立退きの指示 ・ 立退き先の指示 ・ 緊急安全確保措置の指示	(略)							
応 - 1 9	第 2 章発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保 第 1 節災害情報の収集・連絡 1 災害情報の収集 (1) 市における災害情報の収集 市は、本計画の定めるところに従い災害情報を収集するものとする。 なお、道路等の途絶によるいわゆる孤立集落については、早期解消の必要があることから、道路管理者、ライフライン事業者及びその他の防災関係機関は、それぞれの所管する道路のほか、通信、電気、ガス、上下水道等のライフラインの途絶状況及び復旧状況を把握するとともに、関係機関に連絡するものとする。 行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、住民登録の有無に関わらず、市内で行方不明となった者について、警察等関係機関に協力を求めながら、正確な情報の収集に努めるものとする。 また、市内における備蓄の状況、医療的な援助が必要な者など要配慮者の有無の把握に努めるものとする。	第 2 章発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保 第 1 節災害情報の収集・連絡 1 災害情報の収集 (1) 市における災害情報の収集 市は、本計画の定めるところに従い災害情報を収集するものとする。 なお、道路等の途絶によるいわゆる孤立集落については、早期解消の必要があることから、道路管理者、ライフライン事業者及びその他の防災関係機関は、それぞれの所管する道路のほか、通信、電気、ガス、上下水道等のライフラインの途絶状況及び復旧状況を把握するとともに、関係機関に連絡するものとする。 特に、安否不明者（行方不明者となる疑いのある者）の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、住民登録の有無に関わらず、市内で安否不明となった者について、警察等関係機関に協力を求めながら、正確な情報の収集に努めるものとする。 また、市内における備蓄の状況、医療的な援助が必要な者など要配慮者の有無の把握に努めるものとする。								
応 - 2 3	第 2 節通信手段の確保 2 緊急情報連絡用回線の設定 市、県(危機管理課)及び電気通信事業者は、携帯電話等、衛星通信等の移動通信回線の活用による緊急情報連絡用の回線設定に努めるものとする。	第 2 節通信手段の確保 2 緊急情報連絡用回線の設定 市、県(危機管理課)及び電気通信事業者は、携帯電話・衛星携帯電話等の電気通信事業用移動通信、公共安全 LTE(PS-LTE)、業務用移動通信の活用による緊急情報連絡用の回線設定に努めるものとする。								
応 - 3 6	第 2 節災害対策本部の組織 4 本部の各部長、各課長及び事務分掌 表中 <table><tr><td>教育対策部 (教育部長)</td><td>(略)</td><td>4 避難所(市立小・中・高等学校・、幼稚園、公民館、新里社会体育館)の確保及び連絡調整に関すること。 5 市立幼稚園児、小・中・高等学校児童生徒の避難及び登下校等の指導に関すること。 8 へリポート(黒保根運動公園)の確保に関すること。</td></tr></table>	教育対策部 (教育部長)	(略)	4 避難所(市立小・中・高等学校・、幼稚園、公民館、新里社会体育館)の確保及び連絡調整に関すること。 5 市立幼稚園児、小・中・高等学校児童生徒の避難及び登下校等の指導に関すること。 8 へリポート(黒保根運動公園)の確保に関すること。	第 2 節災害対策本部の組織 4 本部の各部長、各課長及び事務分掌 表中 <table><tr><td>教育対策部 (教育部長)</td><td>(略)</td><td>4 避難所(市立学校・幼稚園、公民館)の確保及び連絡調整に関すること。 5 市立幼稚園児、市立学校児童生徒の避難及び登下校等の指導に関すること。 8 へリポート(旧黒保根中学校校庭)の確保に関すること。</td></tr></table>	教育対策部 (教育部長)	(略)	4 避難所(市立学校・幼稚園、公民館)の確保及び連絡調整に関すること。 5 市立幼稚園児、市立学校児童生徒の避難及び登下校等の指導に関すること。 8 へリポート(旧黒保根中学校校庭)の確保に関すること。		
教育対策部 (教育部長)	(略)	4 避難所(市立小・中・高等学校・、幼稚園、公民館、新里社会体育館)の確保及び連絡調整に関すること。 5 市立幼稚園児、小・中・高等学校児童生徒の避難及び登下校等の指導に関すること。 8 へリポート(黒保根運動公園)の確保に関すること。								
教育対策部 (教育部長)	(略)	4 避難所(市立学校・幼稚園、公民館)の確保及び連絡調整に関すること。 5 市立幼稚園児、市立学校児童生徒の避難及び登下校等の指導に関すること。 8 へリポート(旧黒保根中学校校庭)の確保に関すること。								
応 - 5 0	第 3 章 活動体制の確立 第 9 節自衛隊への災害派遣要請 1 自衛隊の災害派遣活動の範囲 (9)炊飯及び給水 被災者に対し、炊飯及び給水を実施する。 (追加) (10) (略) (11) (略) (12) (略)	第 3 章 活動体制の確立 第 9 節自衛隊への災害派遣要請 1 自衛隊の災害派遣活動の範囲 (9)給食及び給水 被災者に対し、給食及び給水を実施する。 (10) 入浴支援 被災者に対し、入浴支援を実施する。 (11) (略) (12) (略) (13) (略)								
応 - 5 8	第 4 章 災害の拡大防止及び二次災害の防止 第 2 節災害の拡大防止及び二次災害の防止 5 雪害の拡大の防止 (追加) (2) (略)	第 4 章 災害の拡大防止及び二次災害の防止 第 2 節災害の拡大防止及び二次災害の防止 5 雪害の拡大の防止 (2)道路管理者及び関東地方整備局、関東運輸局(群馬運輸支局)を中心とする関係機関は、車両の滞留状況や開放の見通し等に関する道路管理者が有する情報等から、積雪に伴う大規模な立ち往生が発生し、滞留車両の開放に長時間を要すると見込まれる場合には、相互に連携の上、支援体制を構築し、滞留車両の乗員に対し救援物資の提供や避難所への一時避難の支援等を行うよう努めるものとする。 (3) (略)								
応 - 6 0	第 5 章 救助・救急及び医療活動 第 1 節救助・救急活動	5 章 救助・救急及び医療活動 第 1 節救助・救急活動								

ページ	修 正 前	修 正 後																		
予 - 2	第1章 地震に強いまちづくり 第1節市域の保全 2 土砂災害防止事業の推進 (1) 地震による土石流、地すべり、(略) 「土砂災害警戒区域等における (略) (2) (略) (3) (略) (4) (略) (追加)	第1章 地震に強いまちづくり 第1節市域の保全 2 土砂災害防止事業の推進 (1) 地震による土石流、地すべり、(略) (2) 「土砂災害警戒区域等における (略) (3) (略) (4) (略) (5) (略) (6)市及び県（地域創生部、環境森林部、農政部、県土整備部）は、盛土による災害防止に向けた総点検等を踏まえ、危険が確認された盛土について、各法令に基づき、速やかに撤去命令等の是正指導を行うものとする。また、県は、当該盛土について、対策が完了するまでの間に、市において地域防災計画や避難情報の発令基準等の見直しが必要になった場合には、適切な助言や支援を行うものとする。																		
予 - 8	第2章 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え 地震が発生し、大規模な被害が発生した場合は、県、市町村、指定地方公共機関その他の防災関係機関は、迅速かつ円滑に災害応急対策を実施し、被害を最小限に抑えるための活動を行う。	第2章 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え 災害時の備えとして、市、県及びその他防災関係機関は、他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努めるものとする。また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。その上で、地震が発生し、大規模な被害が発生した場合は、県、市町村、指定地方公共機関その他の防災関係機関は、迅速かつ円滑に災害応急対策を実施し、被害を最小限に抑えるための活動を行う。																		
予 - 9	第1節緊急地震速報と地震情報 1 緊急地震速報 (1) 緊急地震速報の発表等 緊急地震速報(警報)は、震度 5 弱以上の揺れが予想された場合に、震度 4 以上が予想される地域(緊急地震速報で用いる区域)に対し、気象庁が発表する。緊急地震速報(警報)のうち、震度 6 弱以上の揺れが予想される場合は特別警報（地震動特別警報）に位置づけられる。	第1節緊急地震速報と地震情報 1 緊急地震速報 (1) 緊急地震速報の発表等 緊急地震速報(警報)は、震度 5 弱以上を予想した場合または、長周期地震動階級 3 以上を予想した場合に、震度 4 以上が予想される地域または、長周期地震動階級 3 以上を予想した地域(緊急地震速報で用いる区域)に対し、気象庁が発表する。緊急地震速報（警報）のうち、震度 6 弱以上の揺れが予想される場合は長周期地震動階級 4 が予想される場合は特別警報（地震動特別警報）に位置づけられる。																		
予 - 10	<table><tr><td>2 地震情報の種類とその内容</td><td></td><td></td></tr><tr><td>推計震度分布図</td><td>・震度 5 弱以上</td><td>観測した各地の震度データをもとに、<u>1 km</u> 四方ごとに推計した震度（震度 4 以上）を図情報として発表。</td></tr><tr><td>長周期地震動に関する観測情報</td><td></td><td>高層ビル内での被害の発生可能性等について、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、地域ごと及び地点ごとの長周期地震動階級等を発表（<u>地震発生から約 20 30 分後に気象庁ホームページ上に掲載</u>）</td></tr></table>	2 地震情報の種類とその内容			推計震度分布図	・震度 5 弱以上	観測した各地の震度データをもとに、 <u>1 km</u> 四方ごとに推計した震度（震度 4 以上）を図情報として発表。	長周期地震動に関する観測情報		高層ビル内での被害の発生可能性等について、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、地域ごと及び地点ごとの長周期地震動階級等を発表（ <u>地震発生から約 20 30 分後に気象庁ホームページ上に掲載</u> ）	<table><tr><td>2 地震情報の種類とその内容</td><td></td><td></td></tr><tr><td>推計震度分布図</td><td>・震度 5 弱以上</td><td>観測した各地の震度データをもとに、<u>250m</u> 四方ごとに推計した震度（震度 4 以上）を図情報として発表。</td></tr><tr><td>長周期地震動に関する観測情報</td><td>・<u>地震情報（各地の震度に関する情報）を発表した地震のうち、長期地震動階級 1 以上を観測した場合</u></td><td>高層ビル内での被害の発生可能性等について、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、地域ごと及び地点ごとの長周期地震動階級等を <u>10 分程度で発表</u></td></tr></table>	2 地震情報の種類とその内容			推計震度分布図	・震度 5 弱以上	観測した各地の震度データをもとに、 <u>250m</u> 四方ごとに推計した震度（震度 4 以上）を図情報として発表。	長周期地震動に関する観測情報	・ <u>地震情報（各地の震度に関する情報）を発表した地震のうち、長期地震動階級 1 以上を観測した場合</u>	高層ビル内での被害の発生可能性等について、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、地域ごと及び地点ごとの長周期地震動階級等を <u>10 分程度で発表</u>
2 地震情報の種類とその内容																				
推計震度分布図	・震度 5 弱以上	観測した各地の震度データをもとに、 <u>1 km</u> 四方ごとに推計した震度（震度 4 以上）を図情報として発表。																		
長周期地震動に関する観測情報		高層ビル内での被害の発生可能性等について、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、地域ごと及び地点ごとの長周期地震動階級等を発表（ <u>地震発生から約 20 30 分後に気象庁ホームページ上に掲載</u> ）																		
2 地震情報の種類とその内容																				
推計震度分布図	・震度 5 弱以上	観測した各地の震度データをもとに、 <u>250m</u> 四方ごとに推計した震度（震度 4 以上）を図情報として発表。																		
長周期地震動に関する観測情報	・ <u>地震情報（各地の震度に関する情報）を発表した地震のうち、長期地震動階級 1 以上を観測した場合</u>	高層ビル内での被害の発生可能性等について、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、地域ごと及び地点ごとの長周期地震動階級等を <u>10 分程度で発表</u>																		
予 - 17	第6節 防災中枢機能等の確保 2 災害応急対策に当たる機関の責任 市は、保有する施設、設備について防災中枢機能等の確保を図るため、代替エネルギーシステムや電動車の活用を含め自家発電設備、燃料貯蔵設備等の整備及び十分な期間（最低 3 日間）の発電が可能となるよう燃料等の確保を図り、停電時等でも利用可能なものとするよう努めるものとする。	第6節 防災中枢機能等の確保 2 災害応急対策に当たる機関の責任 市は、保有する施設、設備について防災中枢機能等の確保を図るため、<u>再生可能エネルギー等の</u>代替エネルギーシステムや電動車の活用を含め自家発電設備、燃料貯蔵設備等の整備及び十分な期間（最低 3 日間）の発電が可能となるよう燃料等の確保を図り、停電時等でも利用可能なものとするよう努めるものとする。																		
予 - 19	第7節救助・救急及び保健医療活動体制の整備 1 救助・救急活動体制の整備 (追加)	第7節救助・救急及び保健医療活動体制の整備 1 救助・救急活動体制の整備 (1) <u>救急・救助体制及び機能の強化</u> <u>市、県（危機管理課等）、消防機関、県警察及び自衛隊は、職員の安全確保を図りつつ、効率的な救助・救急活動を行うため、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努め、相互の連携体制の</u>																		

	(1) (略) (2) (略)	強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化を図るものとする。 (2) 救急・救助用資機材の整備 ア (略) イ (略)
予－20	4 保健医療____活動の調整機能の整備 市及び県(健康福祉課、桐生保健福祉事務所)は、災害時を想定した情報の連携、整理及び分析等保健医療____活動の総合調整の実施体制の整備に努めるものとする。	4 保健医療福祉活動の調整機能の整備 市及び県(健康福祉課、桐生保健福祉事務所)は、災害時を想定した情報の連携、整理及び分析等保健医療福祉活動の総合調整の実施体制の整備に努めるものとする。
予－24	第9節緊急輸送活動体制の整備 3 緊急輸送道路ネットワークの形成 (1) 大規模災害時に予想される輸送路の寸断に備え、緊急輸送を確保できるよう、県(道路管理課、道路整備課、都市計画課、危機管理課、医務課)は、県警察及び道路管理者等と協議の上、主要な防災拠点及び輸送拠点を結ぶ「緊急輸送道路ネットワーク」の形成及び安全性の向上が図られている。 なお、市においては、同ネットワークの機能を補完する道路の選定に努めるものとする。	第9節緊急輸送活動体制の整備 3 緊急輸送道路ネットワークの形成 (1) 大規模災害時に予想される輸送路の寸断に備え、緊急輸送を確保できるよう、県(道路管理課、道路整備課、都市計画課、危機管理課、医務課)は、県警察及び道路管理者等と協議の上、主要な防災拠点及び輸送拠点を結ぶ「緊急輸送道路ネットワーク」の形成及び安全性の向上を図るものとし、市においては、同ネットワークの機能を補完する道路の選定に努めるものとする。また、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、国が促進する一般送配電事業者、電気通信事業者における無電柱化の取組と連携しつつ、無電柱化の促進を図るものとする。
予－26	第10節避難の受入体制の整備 1 避難誘導計画 (7) 市は、小学校就学前の子供たちの安全で確実な避難のため、災害時における幼稚園・保育所・認定こども園等の施設と市町村間、施設間の連絡・連携体制の構築に努めるものとする。	第10節避難の受入体制の整備 1 避難誘導計画 (7) 市は、就学前の子供たちの安全で確実な避難のため、災害時における幼稚園・保育所・認定こども園等の施設と市町村間、施設間の連絡・連携体制の構築に努めるものとする。
予－27 予－28	3 指定避難所 (4) 指定避難所における生活環境の確保 ア 市は、指定避難所となる施設については、あらかじめ、必要な機能を整理し、必要に応じ、良好な生活環境を確保するために、換気、照明等の施設の整備に努めるものとする。 イ 市は、指定避難所における貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、非常用電源、衛星携帯電話、無線LANなどの通信機器等避難生活に必要な施設・設備の整備に努めるものとする。また、テレビ、ラジオ等、避難者が災害情報を入手する手段としての機器の整備を図るとともに、空調、洋式トイレなど要配慮者に配慮した避難の実施に必要な施設・設備の整備に努めるものとする。 加えて、指定避難所に指定した施設における備蓄のためのスペース整備等を進めるとともに、必要に応じて電力容量の拡大に努めるものとする。 エ 市及び各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家____等との定期的な情報交換に努めるものとする。 (8) 福祉避難所 ア市は、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障がい者____等の要配慮者のため、介護保険施設、障害者支援施設等の福祉避難所を指定するよう努めるものとする。	3 指定避難所 (4) 指定避難所における生活環境の確保 ア 市は、指定避難所となる施設については、あらかじめ、必要な機能を整理し、必要に応じ、良好な生活環境を確保するために、換気、照明等の施設の整備に努め、備蓄のためのスペースの整備等を進めるものとする。 イ 市は、指定避難所において貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努めるとともに、避難者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図るものとする。また、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努め、必要に応じて電力容量の拡大に努めるものとする。 エ 市及び各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、NPO・ボランティア等との定期的な情報交換に努めるものとする。 (8) 福祉避難所 ア市は、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障がい者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のため、介護保険施設、障害者支援施設等の福祉避難所を指定するよう努めるものとする。特に、医療的ケアを必要とする者については、人工呼吸器や吸引器等の医療機器を使用する場合があるため、電源の確保等の必要な配慮をするよう努めるものとする。
予－31	第11節食料・飲料水及び生活必需品等の調達・供給体制の整備 3 飲料水確保のための設備等の整備 市は、災害時に使用できる水源の現況及び応急給水資機材の保有状況を把握しておくものとする。あわせて、指定避難所である市立小中学校等に震災対策用飲料水貯水槽の整備を行うものとする。	第11節食料・飲料水及び生活必需品等の調達・供給体制の整備 3 飲料水確保のための設備等の整備 市は、災害時に使用できる水源の現況及び応急給水資機材の保有状況を把握しておくものとする。あわせて、指定避難所である市立学校等に震災対策用飲料水貯水槽の整備を行うものとする。
予－41	第3章 市民等の防災活動の促進 第2節防災思想の普及 2 学校教育による防災知識の普及 ____(略) (追加)	第3章 市民等の防災活動の促進 第2節防災思想の普及 2 学校教育による防災知識の普及 (1) (略) (2)市及び県(私学・子育て支援課、教育委員会)は、学校における消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努めるものとする。

応 - 5 4	第 5 章 避難の受入活動 第 1 節避難誘導 1 避難指示等 (1) 避難指示等の発令 ウ 市長は、<u>避難時の周囲の状況等により避難のために立ち退きを行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないときは、住民等に対し、「屋内安全確保」の安全確保措置を指示するものとする。</u>	第 5 章 避難の受入活動 第 1 節避難誘導 1 避難指示等 (1) 避難指示等の発令 ウ 市長は、<u>避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、「緊急安全確保」を講ずべきことにも留意するものとする。</u>
応 - 6 0	第 2 節避難場所の開放及び指定避難所の開設・運営 9 良好な生活環境の確保 (2) 市は、各指定避難所の適切な運営管理を行うものとする。この際、指定避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織及び避難所運営について専門性を有した外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の地方公共団体に対して協力を求めるものとする。…	第 2 節避難場所の開放及び指定避難所の開設・運営 9 良好な生活環境の確保 (2) 市は、各指定避難所の適切な運営管理を行うものとする。この際、指定避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織及び避難所運営について専門性を有した <u>NPO・ボランティア等の</u>外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の地方公共団体に対して協力を求めるものとする。…
応 - 9 6	第 14 章その他の災害応急対策 第 1 節学校の災害応急対策 1 地震情報の把握 <u>小学校、中学校及び高等学校の</u>管理者…	第 14 章その他の災害応急対策 第 1 節学校の災害応急対策 1 地震情報の把握 <u>市立学校</u>の管理者…
復 - 1	第 3 部災害復旧・復興 第 1 節復旧・復興の基本方向の決定 4 国等に対する協力の要請 市及び県は、災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ国及び他の地方公共団体等に対し職員の派遣、その他の協力を求めるものとする。 _____	第 3 部災害復旧・復興 第 1 節復旧・復興の基本方向の決定 4 国等に対する協力の要請 市及び県は、災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ国及び他の地方公共団体等に対し職員の派遣、その他の協力を求めるものとする。<u>特に、他の地方公共団体に対し、技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度を活用するものとする。</u>

ページ	修 正 前									修 正 後								
資 - 2	1－1 防災関係機関一覧表 1－1－2 市町村防災担当者									1－1 防災関係機関一覧表 1－1－2 市町村防災担当者								
	地域	市町村名	担 当 部 署		連 絡 先		宿 日 直 体 制			地域	市町村名	担 当 部 署		連 絡 先		宿 日 直 体 制		
			課 名	係 名	電 話	F A X	日直	宿 直				課 名	係 名	電 話	F A X	日直	宿 直	
	前橋	前 橋 市	防災危機管理課	危機管理係	027-898-5935	027-221-2813	委 託 員	委 託 員		前橋	前 橋 市	防災危機管理課	危機管理係	027-898-5935	027-221-2813	委 託 員	委 託 員	
	高崎	高 崎 市	防災安全課	防災安全担当	027-321-1352	027-321-1277	委 託 員	委 託 員		高崎	高 崎 市	防災安全課	防災安全担当	027-321-1352	027-321-1277	委 託 員	委 託 員	
		安 中 市	危機管理課	危機管理係	027-382-1111	027-329-6065	職 員	職 員			安 中 市	危機管理課	危機管理係	027-382-1111	027-329-6065	職 員	職 員	
	桐生	みどり市	危機管理課	危機管理係	0277-76-0960	0277-76-2452	職 員	警 備 員		桐生	みどり市	危機管理課	危機管理係	0277-76-0960	0277-76-2452	職 員	警 備 員	
	伊勢崎 佐波	伊 勢 崎 市	安心安全課	防災係	0270-27-2706	0270-26-6123	委 託 員 警 備 員	委 託 員 警 備 員		伊勢崎 佐波	伊 勢 崎 市	安心安全課	防災係	0270-27-2706	0270-26-6123	委 託 員 警 備 員	委 託 員 警 備 員	
		玉 村 町	環境安全課	消防防災係	0270-64-7708	0270-65-2592	職 員 機械警備	警 備 員 機械警備	機械 (平日 20:05～8:30・ 土休日 17:00～9:00)		玉 村 町	環境安全課	消防防災係	0270-64-7708	0270-65-2592	警 備 員 機械警備	警 備 員 機械警備	機械 (平日 20:00～8:30・ 土休日 17:00～9:00)
	太田	太 田 市	災害対策課	災害対策係	0276-47-1916	0276-47-1888	警 備 員	警 備 員		太田	太 田 市	危機管理室	危機管理係	0276-47-1916	0276-47-1888	警 備 員	警 備 員	
		大 泉 町	安全安心課	危機管理係	0276-55-0333	0276-63-3921	職 員	警 備 員 機械警備	警備員(17:15～22:00) 機械(22:00～08:30)		大 泉 町	安全安心課	危機管理係	0276-55-0333	0276-63-3921	職 員	警 備 員 機械警備	警備員(17:15～22:00) 機械(22:00～08:30)
	館 林	館 林 市	安全安心課	危機管理係	0276-72-4111	0276-72-3297	職 員	職 員		館 林	館 林 市	安全安心課	危機管理・ 国土強靱化係	0276-72-4111	0276-72-3297	職 員	警 備 員	
		板 倉 町	総務課	行政安全係	0276-82-1111	0276-82-1300	職 員	職員/機械	機械 (平日 21:00～7:30・ 土休日 21:00～8:30)		板 倉 町	総務課	安全安心係	0276-82-6123	0276-82-1300	職 員	職員/機械	機械 (平日 21:00～7:30・ 土休日 21:00～8:30)
		明 和 町	総務課	安全安心係	0276-84-3111	0276-84-3114	職 員	機械警備	機械 (平日 21:00～8:00・ 土休日 17:15～8:30)		明 和 町	総務課	危機管理係	0276-84-3111	0276-84-3114	職 員	機械警備	機械 (平日 21:00～8:00・ 土休日 17:15～8:30)
		千代田町	総務課	危機管理室	0276-86-2112	0276-86-4591	職 員 機械警備	職員/機械	機械(21:00～8:30)		千代田町	総務課	危機管理室	0276-86-2112	0276-86-4591	職 員 機械警備	職員/機械	機械(21:00～8:30)
		邑 楽 町	安全安心課	交通防災係	0276-47-5019	0276-88-3247	職 員	職 員			邑 楽 町	総務課	交通防災係	0276-47-5018	0276-88-3247	職 員	職 員	
		沼 田 市	地域安全課	防災安全係	0278-23-2111	0278-23-2205	職 員	警 備 員		利 根 沼 田	沼 田 市	地域安全課	防災安全係	0278-23-2111	0278-23-2205	警 備 員	警 備 員	
	利 根 沼 田	片 品 村	総務課	庶務係	0278-58-2111	0278-58-2110	職 員	委 託 員			片 品 村	総務課	庶務係	0278-58-2111	0278-58-2110	職 員	委 託 員	
		川 場 村	総務課	財政係	0278-52-2111	0278-52-2333	職 員	職 員			川 場 村	総務課	財政係	0278-52-2111	0278-52-2333	職 員	職 員	
		みなかみ町	総務課	危機管理室	0278-25-5002	0278-62-2291	職 員	職 員			みなかみ町	総務課	危機管理室	0278-25-5002	0278-62-2291	職 員	委 託 員	
		昭 和 村	総務課	庶務係	0278-24-5111	0278-24-5254	職 員	職 員			昭 和 村	総務課	庶務係	0278-24-5111	0278-24-5254	職 員	職 員	
		渋 川 市	危機管理室	防災係	0279-22-2130	0279-24-6541	職 員	警 備 員		渋 川	渋 川 市	危機管理室	危機管理係	0279-22-2130	0279-24-6541	職 員	警 備 員	
	多野 藤岡	榛 東 村	総務課	防災交通係	0279-54-2211	0279-54-8225	職 員	職 員			榛 東 村	総務課	防災交通係	0279-54-2211	0279-54-8225	職 員	委 託 員	
		吉 岡 町	総務課 (安全安心室)	危機管理係	0279-54-3111	0279-54-8681	職 員	職 員			吉 岡 町	総務課	協働安全室	0279-54-3111	0279-54-8681	職 員	職 員	
	富岡 甘楽	藤 岡 市	地域安全課	消防防災係	0274-22-7444	0274-24-4515	職 員 警 備 員	職 員 警 備 員		多野 藤岡	藤 岡 市	地域安全課	消防防災係	0274-22-7444	0274-24-4515	職 員	警 備 員	
		神 流 町	総務課	消防交通係	0274-57-2111	0274-57-2715	職 員	職 員			神 流 町	総務課	消防交通係	0274-57-2111	0274-57-2715	職 員	職 員	
		上 野 村	総務課	総務係	0274-59-2111	0274-59-2470	職 員	職 員			上 野 村	総務課	総務係	0274-59-2111	0274-59-2470	職 員	職 員	
	吾 妻	富 岡 市	危機管理課	危機管理係	0274-62-1511	0274-62-0357	職 員	警 備 員		富岡 甘楽	富 岡 市	危機管理課	危機管理係	0274-62-1511	0274-62-0357	職 員	警 備 員	
		下 仁 田 町	総務課	地域安全係	0274-82-2110	0274-82-5766	職 員	職 員			下 仁 田 町	総務課	地域安全係	0274-82-2110	0274-82-5766	職 員	委 託 員	
		南 牧 村	総務課	総務係	0274-87-2011	0274-87-3628	職 員	職 員			南 牧 村	総務課	総務係	0274-87-2011	0274-87-3628	職 員	職 員	
		甘 楽 町	総務課	庶務係	0274-74-3131	0274-74-5813	職 員	職 員			甘 楽 町	総務課	庶務係	0274-74-3131	0274-74-5813	職 員	職 員	
	吾 妻	中之条町	総務課	地域安全係	0279-75-8807	0279-75-6562	職 員	職 員		吾 妻	中之条町	総務課	地域安全係	0279-75-8807	0279-75-6562	職 員	職 員	
		東 吾 妻 町	総務課	安全対策係	0279-68-2111	0279-68-4900	職 員	職 員			東 吾 妻 町	総務課	安全対策係	0279-68-2111	0279-68-4900	職 員	職 員	
		長 野 原 町	総務課	総務係	0279-82-2244	0279-82-3115	職 員	職 員			長 野 原 町	総務課	総務係	0279-82-2244	0279-82-3115	職 員	職 員	
		嬬 恋 村	総務課	地域安全係	0279-96-0511	0279-96-0516	職 員	職 員			嬬 恋 村	総務課	地域安全係	0279-96-0511	0279-96-0516	職 員	職 員	
		草 津 町	総務課	防災係	0279-88-0001	0279-88-0002	職 員	職 員			草 津 町	総務課	防災係	0279-88-0001	0279-88-0002	職 員	職 員	
		高 山 村	総務課		0279-26-7942	0279-63-2768	職 員	職 員			高 山 村	総務課	庶務係	0279-26-7942	0279-63-2768	職 員	職 員	

資 - 3	1 - 1 - 3 消防本部別消防署出張所 (表の掲載は省略)				1 - 1 - 3 消防本部別消防署出張所 (別紙 1 参照) (表が細かいため)						
資 - 67 ～ 7 0	3 - 1 浸水想定区域内所在の要配慮者利用施設一覧表 (表中)				3 - 1 浸水想定区域内所在の要配慮者利用施設一覧表 (表中)						
	26	高砂保育園	桐生市仲町 1-11-21		26	にじいろこども園	桐生市仲町 1-11-21				
	30	桐生市立東幼稚園	桐生市東 1-8-23			(削除)					
	31 ～ 106	省略	省略	省略	30 ～ 105	省略	省略	省略			
資 - 7 1	3 - 2 土砂災害警戒区域内所在の要配慮者利用施設一覧表 (表中)				3 - 2 土砂災害警戒区域内所在の要配慮者利用施設一覧表 (表中)						
	19	黒保根中学校	桐生市黒保根町水沼 324-7			(削除)					
	20	障害者支援施設 エルシーヌ藤ヶ丘	桐生市黒保根町下田沢 3480			(削除)					
資 - 7 6	5 気象観測関係 5 - 3 警報・注意報発表基準 5 - 3 - 1 警報・注意報発表基準一覧表 (表中)				5 気象観測関係 5 - 3 警報・注意報発表基準 5 - 3 - 1 警報・注意報発表基準一覧表 (表中)						
	洪水警報	大雨、長雨、融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたとき。 流域雨量指数：山田川流域=11.4 鐺木川流域=7.6 藤沢川流域=6.6 指定河川洪水予報による基準：渡良瀬川上流部〔高津戸・広見橋〕			洪水警報	大雨、長雨、融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたとき。 流域雨量指数：山田川流域=11.7 鐺木川流域=7.7 蔵沢川流域=6.6 指定河川洪水予報による基準：渡良瀬川上流部〔高津戸・広見橋〕					
	洪水注意報	大雨、長雨、融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたとき。 流域雨量指数：山田川流域=9.1 鐺木川流域=6 藤沢川流域=5.2 指定河川洪水予報による基準：渡良瀬川上流部〔高津戸・広見橋〕			洪水注意報	大雨、長雨、融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたとき。 流域雨量指数：山田川流域=9.3 鐺木川流域=6.1 蔵沢川流域=5.2 指定河川洪水予報による基準：渡良瀬川上流部〔高津戸・広見橋〕					
資 - 8 5 ～ 8 8	6 - 2 指定緊急避難場所・指定避難所一覧表				6 - 2 指定緊急避難場所・指定避難所一覧表						
	No.	施 設・場 所 名	所 在 地	電話 番号	管 理 担 当	指定緊急避難場所 (異常な現象の種類)	洪水 災害	土砂 災害	大規模 地震	内水 氾濫	指定 避難所
	1	桐生高等学校	美原町 1 番 39 号	45-2756	学校長		○	○	○	○	○
	2	昭和小学校跡	美原町 2 番 5 号	46-1111	教育総務課長		○	○	○	○	○
	3	中央中学校	美原町 2 番 15 号	44-2472	学校長		○	○	○	○	○
	4	昭和公民館	美原町 3 番 6 号	43-6056	館長		○	○	○	—	○
	5	新川公園	稲荷町 1 番 1 号		公園緑地課長		—	○	○	○	—
	6	中央公民館	稲荷町 1 番 4 号	47-4343	館長		○	○	—	○	○
	7	商業高等学校	清瀬町 6 番 1 号	44-2477	学校長		○	○	○	○	○
	8	錦町二丁目児童公園	錦町二丁目 1305 番地 1		公園緑地課長		—	○	○	—	—
	9	桐生地域地場産業振興センター	織姫町 2 番 5 号	46-1011	(公財)桐生地域地場産業振興センター 理事長		○	○	—	○	○
	10	桐生市市民文化会館	織姫町 2 番 5 号	40-1500	(公財)桐生市スポーツ文化事業団 理事長		○	○	—	○	○
	11	南小学校	新宿二丁目 7 番 1 号	44-2435	学校長		○	○	○	○	○
	12	南体育館・運動場	新宿三丁目 3 番 19 号	44-4485	館長		○	○	○	○	○
	13	南公民館	新宿三丁目 9 番 52 号	44-4485	館長		○	○	○	—	○
	14	小梅琴平公園	小梅町・琴平町地内		公園緑地課長		—	○	○	○	—
	15	浜松町児童公園	浜松町一丁目 810 番地 1		公園緑地課長		—	○	—	—	—
	16	東町児童公園	仲町一丁目 832 番地		公園緑地課長		—	○	○	—	—
	17	東小学校	仲町二丁目 4 番 21 号	45-2432	学校長		○	○	○	○	○
	18	東幼稚園	東一丁目 8 番 23 号	43-5843	園長		—	○	—	—	—
	19	東一丁目児童公園	東一丁目 910 番地 22		公園緑地課長		—	○	○	—	—
	20	清流中学校	東三丁目 7 番 1 号	45-2974	学校長		○	○	○	○	○
	21	東三丁目児童公園	東三丁目 1010 番地		公園緑地課長		—	○	○	—	—
	22	東公民館	東五丁目 6 番 8 号	43-3088	館長		○	○	○	—	○
	23	らららこども園	東五丁目 6 番 47 号	47-1066	園長		—	○	—	—	—

		24	清水町児童公園	東七丁目 17 番地 1		公園緑地課長		—	○	○	—	—	—
		25	旧元宿保育園	元宿町 3 番 16 号		桐生市子育て支援課		○	○	—	—	○	—
		26	桐生市保健福祉会館	末広町 13 番 4 号	47-1152	子育て支援課長		○	○	○	○	○	—
		27	水道山公園	宮本町二丁目 14 番 56 号		公園緑地課長		○	○	○	—	○	—
		28	吾妻公園	宮本町三丁目 10 番 1 号		公園緑地課長		○	—	○	—	○	—
		29	桐生が岡公園	宮本町三丁目 8 番 13 号		公園緑地課長		○	○	○	—	○	—
		30	西小学校	小曾根町 1 番 9 号	22-3171	学校長		○	○	○	○	○	○
		31	西公民館分館 体育館・運動場	小曾根町 3 番 30 号	22-3175	館長		○	○	—	○	○	○
		32	西幼稚園	小曾根町 6 番 1 号	22-2504	園長		○	○	○	—	○	—
		33	西公民館	永楽町 2 番 16 号	22-6637	館長		○	○	○	—	○	○
		34	桐生工業高等学校	西久方町一丁目 1 番 41 号	22-7141	学校長		○	○	○	○	○	○
		35	北中学校跡	西久方町一丁目 9 番 1 号	46-1111	スポーツ振興課長		○	—	—	○	○	—
		36	旧北幼稚園	西久方町一丁目 4 番 9 号	46-1111	地域づくり課長		○	○	—	—	○	—
		37	北小学校	西久方町二丁目 1 番 5 号	22-3173	学校長		○	○	○	○	○	○
		38	群馬大学理工学部 体育館・工学部会館 駐車場・テニスコート	天神町一丁目 5 番 1 号	30-1111	学長		○	○	—	○	○	—
		39	北公民館	東久方町三丁目 3 番 26 号	44-7907	館長		○	○	—	—	○	○
		40	ふれあいホーム	天神町三丁目 14 番 16 号	44-9145	所長		—	○	—	—	—	—
		41	天神町児童公園	天神町三丁目 344 番地		公園緑地課長		—	○	○	—	—	—
		42	境野公民館	境野町二丁目 612 番地 4	43-9493	館長		○	○	—	—	○	○
		43	境野町児童公園	境野町二丁目 612 番地 4		公園緑地課長		—	○	○	—	—	—
		44	関根児童公園	境野町三丁目 1320 番地 2		公園緑地課長		—	○	○	—	—	—
		45	三ツ堀会館	境野町三丁目 1489 番地 1	47-3664	三ツ堀町会長		○	○	—	—	○	—
		46	みつばり保育園	境野町三丁目 1302 番地 4	44-1026	園長		—	○	—	—	—	—
		47	諏訪児童公園	境野町四丁目 853 番地		公園緑地課長		—	○	○	—	—	—
		48	沼の上保育園	境野町四丁目 1095 番地 1	46-1218	園長		—	○	—	—	—	—
		49	境野小学校	境野町六丁目 1616 番地 1	45-2648	学校長		○	○	○	○	○	○
		50	境野幼稚園	境野町六丁目 1616 番地 1	45-0004	園長		○	○	○	—	○	—
		51	境野中学校	境野町六丁目 1673 番地	44-4249	学校長		○	○	○	○	○	○
		52	桜木中学校	広沢町一丁目 2874 番地	52-7200	学校長		○	○	○	○	○	○
		53	おおぞら保育園	広沢町一丁目 2903 番地 2	52-6140	園長		○	○	—	—	○	—
		54	広沢町児童遊園	広沢町二丁目 3165 番地 47		公園緑地課長		○	○	○	—	○	—
		55	神明小学校	広沢町二丁目 3242 番地 1	53-1101	学校長		○	○	○	○	○	○
		56	桜木公民館	広沢町二丁目 3334 番地 1	52-2369	館長		○	○	○	—	○	○
		57	旧桐生南高等学校	広沢町三丁目 4193 番地		群馬県教育委員会		—	—	○	—	—	—
		58	間ノ島児童公園	広沢町間ノ島 21 番地 24		公園緑地課長		—	○	○	—	—	—
		59	広沢中学校	広沢町四丁目 1864 番地 2	52-7050	学校長		○	○	○	○	○	○
		60	広沢公民館	広沢町四丁目 1970 番地 172	52-7143	館長		○	○	○	—	○	○
		61	広沢小学校	広沢町四丁目 2044 番地 2	52-2028	学校長		○	○	○	○	○	○
		62	広沢幼稚園	広沢町四丁目 2099 番地	52-1216	園長		○	○	—	—	○	—
		63	桐生市南公園	広沢町五丁目 4716 番地 11		公園緑地課長		○	○	○	○	○	—
		64	広沢南部保育園	広沢町六丁目 606 番地	54-5128	園長		○	—	—	—	○	—
		65	広沢町六丁目公園	広沢町六丁目 845 番地 11		公園緑地課長		○	○	○	—	○	—
		66	広沢老人憩の家	広沢町六丁目 1103 番地 1	54-0881	館長		—	○	—	—	—	—
		67	松原橋公園	広沢町六丁目地内		公園緑地課長		—	○	○	○	—	—
		68	一本木会館	広沢町七丁目 5022 番地 4	52-8203	広沢七丁目町会長		○	○	—	—	○	—
		69	桐生水質浄化センター	広沢町七丁目 5005 番地	53-2301	センター長		○	○	—	○	○	—
		70	旧桐生女子高等学校	梅田町一丁目 185 番地 1		群馬県教育委員会		—	—	○	—	—	—
		71	たかぞのこども園	梅田町一丁目 273 番地 1	32-1275	園長		○	○	—	—	○	—
		72	梅田南小学校	梅田町二丁目 179 番地	32-1400	学校長		○	○	○	○	○	○
		73	梅田中学校	梅田町二丁目 347 番地 1	32-1018	学校長		○	—	○	○	○	○
		74	梅田ふるさとセンター	梅田町五丁目 7568 番地 1	32-1100	所長		○	—	—	—	○	—
		75	赤岩児童公園	相生町二丁目 265 番地 7		公園緑地課長		—	○	○	—	—	—
		76	相生幼稚園	相生町二丁目 408 番地 9	53-3263	園長		○	○	○	—	○	—
		77	相生小学校	相生町二丁目 420 番地	54-4785	学校長		○	○	○	○	○	○
		78	相生保育園	相生町二丁目 421 番地 1	54-6540	園長		○	○	—	—	○	—
		79	愛宕児童公園	相生町二丁目 486 番地 17		公園緑地課長		○	○	○	—	○	—
		80	相生公民館	相生町二丁目 620 番地 14	53-9494	館長		○	○	○	—	○	○
		81	桐生市民体育館	相生町三丁目 300 番地	54-5705	スポーツ振興課長		○	○	○	○	○	○
		82	桐生清桜高等学校	相生町三丁目 551 番地 1	52-2455	学校長		○	○	○	○	○	○
		83	すみれ保育園	相生町三丁目 593 番地 15	52-9093	園長		○	—	—	—	○	—
		84	市民広場	相生町三丁目 722 番地 2		公園緑地課長		—	○	○	○	—	—
		85	相生中学校	相生町五丁目 247 番地	53-6121	学校長		○	○	○	○	○	○
		86	相生町児童公園	相生町五丁目 436 番地 6		公園緑地課長		○	○	○	—	○	—
		87	相生町五丁目 7 号公園	相生町五丁目 554 番地 3		公園緑地課長		○	○	○	—	○	—
		88	天沼小学校	相生町五丁目 713 番地 1	52-5600	学校長		○	○	○	○	○	○
		89	鷹ノ巣 1 号公園	川内町二丁目 91 番地		公園緑地課長		○	○	○	○	○	—
		90	川内南幼稚園	川内町三丁目 405 番地 1	65-9924	園長		○	○	—	—	○	—
		91	新堀公園	川内町三丁目 532 番地		公園緑地課長		○	○	○	—	○	—
		92	川内小学校	川内町三丁目 572 番地	65-9021	学校長		○	○	○	○	○	○
		93	川内中学校	川内町五丁目 358 番地	65-9322	学校長		○	○	○	○	○	○
		94	川内長寿センター	川内長五丁目 398 番地 1	65-5801	施設長		○	○	○	○	○	○
		23	清水町児童公園	東七丁目 17 番地 1		公園緑地課長		—	○	○	—	—	—
		24	旧元宿保育園	元宿町 3 番 16 号		桐生市子育て支援課		○	○	—	—	○	—
		25	桐生市保健福祉会館	末広町 13 番 4 号	47-1152	子育て支援課長		○	○	○	○	○	—
		26	水道山公園	宮本町二丁目 14 番 56 号		公園緑地課長		○	○	○	—	○	—
		27	吾妻公園	宮本町三丁目 10 番 1 号		公園緑地課長		○	—	○	—	○	—
		28	桐生が岡公園	宮本町三丁目 8 番 13 号		公園緑地課長		○	○	○	—	○	—
		29	西小学校	小曾根町 1 番 9 号	22-3171	学校長		○	○	○	○	○	○
		30	西運動場	小曾根町 3 番 30 号	22-6673	西公民館長		○	○	—	○	○	—
		31	西幼稚園	小曾根町 6 番 1 号	22-2504	園長		○	○	○	—	○	○
		32	西公民館	永楽町 2 番 16 号	22-6637	館長		○	○	○	—	○	○
		33	桐生工業高等学校	西久方町一丁目 1 番 41 号	22-7141	学校長		○	○	○	○	○	○
		34	北中学校跡	西久方町一丁目 9 番 1 号	46-1111	教育総務課長		○	—	—	○	○	—
		35	旧北幼稚園	西久方町一丁目 4 番 9 号	46-1111	地域づくり課長		○	○	—	—	○	—
		36	北小学校	西久方町二丁目 1 番 5 号	22-3173	学校長		○	○	○	○	○	○
		37	群馬大学理工学部 体育館・工学部会館 駐車場・テニスコート	天神町一丁目 5 番 1 号	30-1111	学長		○	○	—	○	○	—
		38	北公民館	東久方町三丁目 3 番 26 号	44-7907	館長		○	○	—	—	○	○
		39	ふれあいホーム	天神町三丁目 14 番 16 号	44-9145	所長		—	○	—	—	—	—
		40	天神町児童公園	天神町三丁目 344 番地		公園緑地課長		—	○	○	—	—	—
		41	境野公民館	境野町二丁目 612 番地 4	43-9493	館長		○	○	—	—	○	○
		42	境野町児童公園	境野町二丁目 612 番地 4		公園緑地課長		—	○	○	—	—	—
		43	関根児童公園	境野町三丁目 1320 番地 2		公園緑地課長		—	○	○	—	—	—
		44	三ツ堀会館	境野町三丁目 1489 番地 7	47-3664	三ツ堀町会長		○	○	—	—	○	—
		45	みつばり保育園	境野町三丁目 1302 番地 4	44-1026	園長		—	○	—	—	—	—
		46	諏訪児童公園	境野町四丁目 853 番地		公園緑地課長		—	○	○	—	—	—
		47	沼の上保育園	境野町四丁目 1095 番地 1	46-1218	園長		—	○	—	—	—	—
		48	境野小学校	境野町六丁目 1616 番地 1	45-2648	学校長		○	○	○	○	○	○
		49	境野幼稚園	境野町六丁目 1616 番地 1	45-0004	園長		○	○	○	—	○	—
		50	境野中学校	境野町六丁目 1673 番地	44-4249	学校長		○	○	○	○	○	○
		51	桜木中学校	広沢町一丁目 2874 番地	52-7200	学校長		○	○	○	○	○	○
		52	認定こども園おおぞら	広沢町一丁目 2903 番地 2	52-6140	園長		○	○	—	—	○	—
		53	広沢町児童遊園	広沢町二丁目 3165 番地 47		公園緑地課長		○	○	○	—	○	—
		54	神明小学校	広沢町二丁目 3242 番地 1	53-1101	学校長		○	○	○	○	○	○
		55	桜木公民館	広沢町二丁目 3334 番地 1	52-2369	館長		○	○	○	—	○	○
		56	KIRINAN BASE (旧桐生南高等学校)	広沢町三丁目 4193 番地		株式会社オープンハウス桐生		—	—	○	—	—	—
		57	間ノ島児童公園	広沢町間ノ島 21 番地 24		公園緑地課長		—	○	○	—	—	—
		58	広沢中学校	広沢町四丁目 1864 番地 2	52-7050	学校長		○	○	○	○	○	○
		59	広沢公民館	広沢町四丁目 1970 番地 172	52-7143	館長		○	○	○	—	○	○
		60	広沢小学校	広沢町四丁目 2044 番地 2	52-2028	学校長		○	○	○	○	○	○
		61	広沢幼稚園	広沢町四丁目 2099 番地	52-1216	園長		○	○	—	—	○	—
		62	桐生市南公園	広沢町五丁目 4716 番地 11		公園緑地課長		○	○	○	○	○	—
		63	広沢南部保育園	広沢町六丁目 606 番地	54-5128	園長		○	—	—	—	○	—
		64	広沢町六丁目公園	広沢町六丁目 845 番地 11		公園緑地課長		○	○	○	—	○	—
		65	広沢老人憩の家	広沢町六丁目 1103 番地 1	54-0881	館長		—	○	—	—	—	—
		66	松原橋公園	広沢町六丁目地内		公園緑地課長		—	○	○	○	—	—
		67	一本木会館	広沢町七丁目 5022 番地 4	52-8203	広沢七丁目町会長		○	○	—	—	○	—
		68	桐生水質浄化センター	広沢町七丁目 5005 番地	53-2301	センター長		○	○	—	○	○	—
		69	(仮称)第 3N 高等学校 (旧桐生女子高等学校)	梅田町一丁目 185 番地 1		学校法人角川ドワンゴ学園		—	—	○	—	—	—
</													

		95	川内北小学校跡	川内町五丁目 1575 番地	46-1111	文化財保護課長		○	○	—	○	○	—
		96	川内体育館	川内町五丁目 1575 番地	65-8868	川内公民館長		○	○	—	○	○	○
		97	みやま園	川内町五丁目 1199 番地	65-6666	園長		○	○	—	—	○	—
		98	群馬大学理工学部 菱グラウンド	菱町一丁目 539 番地 1	30-1111	学長		—	—	○	○	—	—
		99	城の岡西公園	菱町一丁目 3401 番地 2		公園緑地課長		○	○	○	—	○	—
		100	城の岡東公園	菱町一丁目 3405 番地 1		公園緑地課長		○	—	○	—	○	—
		101	城の岡南公園	菱町一丁目 3416 番地 6		公園緑地課長		○	○	○	—	○	—
		102	菱公民館	菱町二丁目 1349 番地 1	46-3610	館長		○	○	○	—	○	○
		103	菱小学校	菱町二丁目 1919 番地 1	44-4342	学校長		○	○	○	○	○	○
		104	桐生特別支援学校	菱町二丁目 1955 番地 1	22-0011	学校長		○	○	○	○	○	○
		105	桐陽台 1 号公園	菱町二丁目 3542 番地 17		公園緑地課長		○	○	○	—	○	—
		106	桐陽台 2 号公園	菱町二丁目 3540 番地 5		公園緑地課長		○	○	○	—	○	—
		107	桐陽台 3 号公園	菱町二丁目 3541 番地 1		公園緑地課長		○	○	○	—	○	—
		108	菱保育園	菱町三丁目 1992 番地	44-0112	園長		○	○	—	—	○	—
		109	菱町四丁目集会所	菱町四丁目 2283 番地 1		菱町四丁目町会長		—	○	—	—	—	—
		110	上菱児童公園	菱町五丁目 570 番地 4		公園緑地課長		○	—	○	—	○	—
		111	桜木小学校	相生町一丁目 383 番地	53-1400	学校長		○	○	○	○	○	○
		112	桜木幼稚園	相生町一丁目乙 394 番地	53-3304	園長		○	○	—	—	○	—
		113	桜木西公民館	相生町一丁目 451 番地 1	53-4511	館長		○	○	○	—	○	○
		114	足仲児童公園	相生町一丁目 507 番地 9		公園緑地課長		○	○	○	—	○	—
		115	新里北小学校	新里町大久保 302 番地	74-3452	学校長		○	○	○	○	○	○
		116	新里町奥沢地区集会所	新里町奥沢 476 番地		奥沢自治会長		○	○	—	—	○	—
		117	上鶴ヶ谷住民センター	新里町鶴ヶ谷 521 番地		上鶴ヶ谷自治会長		○	○	—	—	○	—
		118	山上城跡公園	新里町山上 297 番地 1		公園緑地課長		○	○	○	○	○	—
		119	新里中学校	新里町山上 827 番地	74-8549	学校長		○	○	○	○	○	○
		120	新里社会体育館	新里町山上 828 番地 1	74-4151	新里公民館長		○	○	○	○	○	○
		121	新里中央小学校	新里町小林甲 60 番地	74-8449	学校長		○	○	○	○	○	○
		122	武井遺跡公園	新里町武井 1100 番地 2		公園緑地課長		○	○	○	—	○	—
		123	新里福祉センター	新里町野 397 番地 1	74-0090	所長		—	○	—	○	○	—
		124	八幡原公園	新里町新川 741 番地 11		公園緑地課長		○	○	○	—	○	—
		125	新里東小学校	新里町新川 2072 番地	74-3115	学校長		○	○	○	○	○	○
		126	東新川駅北公園	新里町新川 3783 番地 1		公園緑地課長		○	○	○	—	○	—
		127	黒保根保育園	黒保根町水沼 199 番地 1	96-2355	園長		○	—	—	○	○	—
		128	黒保根中学校	黒保根町水沼 342 番地 7	96-2005	学校長		○	○	○	○	○	○
		129	黒保根小学校	黒保根町水沼 400 番地	96-2508	学校長		○	○	○	○	○	○
		130	黒保根町交流促進センター	黒保根町水沼 549 番地 1	96-2113	黒保根支所 地域振興整備課長		○	○	○	○	○	○
		131	黒保根町保健センター	黒保根町水沼 562 番地 3	96-2266	健康長寿課長		○	○	○	○	○	○
		132	八木原集会所	黒保根町八木原 173 番地		八木原地区会長		—	○	—	—	—	—
		133	涌丸集会所	黒保根町上田沢 286 番地 1		涌丸下地区会長		○	○	—	—	○	—
		134	上田沢集会所	黒保根町上田沢 672 番地		田沢下地区会長		○	—	—	—	○	—
		135	栗生・鷺ノ手集会所	黒保根町上田沢 2218 番地		田沢下地区会長		○	○	—	—	○	—
		136	津久瀬集会所	黒保根町下田沢 14 番地 4		津久瀬地区会長		○	—	—	—	○	—
		137	前田原集会所	黒保根町下田沢 243 番地 5		前田原地区会長		○	○	—	—	○	—
		138	出合原集会所	黒保根町下田沢 612 番地		出合原地区会長		○	○	—	—	○	—
		139	下田沢(柏山)集会所	黒保根町下田沢甲 964 番地		柏山下地区会長		○	○	—	—	○	—
		140	清水集会所	黒保根町下田沢 1274 番地 1		清水地区会長		○	○	—	—	○	—
		141	鹿角集会所	黒保根町下田沢 1439 番地		鹿角地区会長		○	○	—	—	○	—
		142	楡沢集会所	黒保根町下田沢 1992 番地		楡沢地区会長		○	—	—	—	○	—
		143	柏山上集会所	黒保根町下田沢 2790 番地 49		柏山上地区会長		○	○	—	—	○	—
		144	宿廻集会所	黒保根町宿廻 131 番地		本宿地区会長		○	○	—	—	○	—
		145	城集会所	黒保根町宿廻 563 番地 4		城地区会長		○	○	—	—	○	—
		146	川口集会所	黒保根町宿廻 639 番地 7		川口地区会長		○	—	—	—	○	—

資-119
～ 129

1 1 - 1 医療機関一覧表
1 1 - 1 - 1 医科
1 1 - 1 - 2 歯科
1 1 - 1 - 3 薬局
(各表の掲載は省略)

		93	川内北小学校跡	川内町五丁目 1575 番地	46-1111	文化財保護課長		○	○	—	○	○	—
		94	川内体育館	川内町五丁目 1575 番地	65-8868	川内公民館長		○	○	—	○	○	○
		95	みやま園	川内町五丁目 1199 番地	65-6666	園長		—	○	—	—	○	—
		96	群馬大学理工学部 菱グラウンド	菱町一丁目 539 番地 1	30-1111	学長		—	—	○	○	—	—
		97	城の岡西公園	菱町一丁目 3401 番地 2		公園緑地課長		○	○	○	—	○	—
		98	城の岡東公園	菱町一丁目 3405 番地 1		公園緑地課長		○	—	○	—	○	—
		99	城の岡南公園	菱町一丁目 3416 番地 6		公園緑地課長		○	○	○	—	○	—
		100	菱公民館	菱町二丁目 1349 番地 1	46-3610	館長		○	○	○	—	○	○
		101	菱小学校	菱町二丁目 1919 番地 1	44-4342	学校長		○	○	○	○	○	○
		102	桐生特別支援学校	菱町二丁目 1955 番地 1	22-0011	学校長		○	○	○	○	○	○
		103	桐陽台 1 号公園	菱町二丁目 3542 番地 17		公園緑地課長		○	○	○	—	○	—
		104	桐陽台 2 号公園	菱町二丁目 3540 番地 5		公園緑地課長		○	○	○	—	○	—
		105	桐陽台 3 号公園	菱町二丁目 3541 番地 1		公園緑地課長		○	○	○	—	○	—
		106	菱保育園	菱町三丁目 1992 番地	44-0112	園長		○	○	—	—	○	—
		107	菱町四丁目集会所	菱町四丁目 2283 番地 1		菱町四丁目町会長		—	○	—	—	—	—
		108	上菱児童公園	菱町五丁目 570 番地 4		公園緑地課長		○	—	○	—	○	—
		109	桜木小学校	相生町一丁目 383 番地	53-1400	学校長		○	○	○	○	○	○
		110	桜木幼稚園	相生町一丁目乙 394 番地	53-3304	園長		○	○	—	—	○	—
		111	桜木西公民館	相生町一丁目 451 番地 1	53-4511	館長		○	○	○	—	○	○
		112	足仲児童公園	相生町一丁目 507 番地 9		公園緑地課長		○	○	○	—	○	—
		113	新里北小学校	新里町大久保 302 番地	74-3452	学校長		○	○	○	○	○	○
		114	新里町奥沢地区集会所	新里町奥沢 476 番地		奥沢自治会長		○	○	—	—	○	—
		115	上鶴ヶ谷住民センター	新里町鶴ヶ谷 521 番地		上鶴ヶ谷自治会長		○	○	—	—	○	—
		116	山上城跡公園	新里町山上 297 番地 1		公園緑地課長		○	○	○	○	○	—
		117	新里中学校	新里町山上 827 番地	74-8549	学校長		○	○	○	○	○	○
		118	新里社会体育館	新里町山上 828 番地 1	74-4151	新里公民館長		○	○	○	○	○	○
		119	新里中央小学校	新里町小林甲 60 番地	74-8449	学校長		○	○	○	○	○	○
		120	武井遺跡公園	新里町武井 1100 番地 2		公園緑地課長		○	○	○	—	○	—
		121	新里福祉センター	新里町野 397 番地 1	74-0090	所長		—	○	—	○	○	—
		122	八幡原公園	新里町新川 741 番地 11		公園緑地課長		○	○	○	—	○	—
		123	新里東小学校	新里町新川 2072 番地	74-3115	学校長		○	○	○	○	○	○
		124	東新川駅北公園	新里町新川 3783 番地 1		公園緑地課長		○	○	○	—	○	—
		125	黒保根保育園	黒保根町水沼 199 番地 1	96-2355	園長		○	—	—	○	○	—
		126	旧黒保根中学校	黒保根町水沼 342 番地 7	46-1111	教育総務課長		○	○	○	○	○	○
		127	黒保根学園	黒保根町水沼 400 番地	96-2508	学校長		○	○	○	○	○	○
		128	黒保根町交流促進センター	黒保根町水沼 549 番地 1	96-2113	黒保根支所 地域振興整備課長		○	○	○	○	○	○
		129	黒保根町保健センター	黒保根町水沼 562 番地 3	96-2266	健康長寿課長		○	○	○	○	○	○
		130	八木原集会所	黒保根町八木原 173 番地		八木原地区会長		—	○	—	—	—	—
		131	涌丸集会所	黒保根町上田沢 286 番地 1		涌丸下地区会長		○	○	—	—	○	—
		132	上田沢集会所	黒保根町上田沢 672 番地		田沢下地区会長		○	—	—	—	○	—
		133	栗生・鷺ノ手集会所	黒保根町上田沢 2218 番地		田沢下地区会長		○	○	—	—	○	—
		134	津久瀬集会所	黒保根町下田沢 14 番地 4		津久瀬地区会長		○	—	—	—	○	—
		135	前田原集会所	黒保根町下田沢 243 番地 5		前田原地区会長		○	○	—	—	○	—
		136	出合原集会所	黒保根町下田沢 612 番地		出合原地区会長		○	○	—	—	○	—
		137	下田沢(柏山)集会所										

資-134

1 3-1 ヘリポート予定地一覧表

施設名	管理責任者	電話	場所（運動場）
さくら遊園	公園緑地課長	46-1111	錦桜橋下流 260m 渡良瀬川右岸
陸上競技場	スポーツ振興課長	46-1111	桐生市元宿町 17 番 33 号
ユニー広場	スポーツ振興課長	46-1111	桐生市相生町三丁目 444 番地
群馬大学理工学部菱グラウンド	理工学部長	22-3181	桐生市菱町一丁目 539 番地の 1
松原橋公園	公園緑地課長	46-1111	渡良瀬川右岸松原橋上流 100m
梅田台緑地公園	公園緑地課長	46-1111	梅田湖右岸
間ノ島公園	公園緑地課長	46-1111	昭和橋下流 100m 渡良瀬川右岸
広沢町七丁目河川敷グラウンド	下水道課長	46-1111	水質浄化センターそば
蕪町広場	公園緑地課長	74-1010	桐生市相生町四丁目 306 番地の 1
新里赤城運動広場	新里公民館長	74-2211	桐生市新里町赤城山 712 番地 1
新里福祉センター駐車場	所長	74-0090	桐生市新里町野 451 番地 3
新里総合グラウンド	新里公民館長	74-4151	桐生市新里町新川 3069 番地
黒保根運動公園	黒保根公民館長	96-2501	桐生市黒保根町水沼早房地内
花見ヶ原森林公園多目的運動場	地域振興整備課長	96-2113	桐生市黒保根町下田沢赤面地内
黒保根中学校校庭	黒保根中学校長	96-2005	桐生市黒保根町水沼 342 番地 7

資-135

1 4-1 災害備蓄品等備蓄状況

品目	累計	単位	備考
アルファ米	12,195	食	
カンパ	11,736	缶	
ビスケット	7,511	缶	
飲料	15,000	ℓ	
毛布	1,699	枚	
幼児用オムツ	7,920	枚	
介護用オムツ	1,447	枚	
生理用品	450	パック	
ブルーシート	343	枚	
アルミマット	700	枚	
ラント	38	個	
単 1 型アルカリ乾電池	129	本	
発電機	34	台	
投光機（三脚付）	36	式	
ガソリン携行缶（1ℓ缶）	72	缶	
簡易トイレ（便座セット）	106	個	
簡易トイレ（薬剤）	21,625	個	
間仕切り	391	個	

1 3-1 ヘリポート予定地一覧表

施設名	管理責任者	電話	場所（運動場）
さくら遊園	公園緑地課長	46-1111	錦桜橋下流 260m 渡良瀬川右岸
陸上競技場	スポーツ振興課長	46-1111	桐生市元宿町 17 番 33 号
ユニー広場	スポーツ振興課長	46-1111	桐生市相生町三丁目 444 番地
群馬大学理工学部菱グラウンド	理工学部長	22-3181	桐生市菱町一丁目 539 番地の 1
松原橋公園	公園緑地課長	46-1111	渡良瀬川右岸松原橋上流 100m
梅田台緑地公園	公園緑地課長	46-1111	梅田湖右岸
間ノ島公園	公園緑地課長	46-1111	昭和橋下流 100m 渡良瀬川右岸
広沢町七丁目河川敷グラウンド	下水道課長	46-1111	水質浄化センターそば
蕪町広場	公園緑地課長	74-1010	桐生市相生町四丁目 306 番地の 1
新里赤城運動広場	新里支所 市民生活課長	74-2211	桐生市新里町赤城山 712 番地 1
新里福祉センター駐車場	所長	74-0090	桐生市新里町野 451 番地 3
新里総合グラウンド	新里支所 市民生活課長	74-2211	桐生市新里町新川 3069 番地
黒保根運動公園	黒保根支所 地域振興整備課長	96-2501	桐生市黒保根町水沼早房地内
花見ヶ原森林公園多目的運動場	黒保根支所 地域振興整備課長	96-2113	桐生市黒保根町下田沢赤面地内
旧黒保根中学校校庭	教育総務課長	46-1111	桐生市黒保根町水沼 342 番地 7

1 4-1 災害備蓄品等備蓄状況

品目	累計	単位	備考
アルファ米	12,722	食	
カンパ	11,316	缶	
ビスケット	8,280	缶	
飲料	16,200	ℓ	
毛布	1,699	枚	
幼児用オムツ	8,720	枚	
介護用オムツ	1,595	枚	
生理用品	600	パック	
ブルーシート	363	枚	
アルミマット	800	枚	
ラント	42	個	
単 1 型アルカリ乾電池	145	本	
発電機	38	台	
投光機（三脚付）	40	式	
ガソリン携行缶（1ℓ缶）	160	缶	
簡易トイレ（便座セット）	136	個	
簡易トイレ（薬剤）	21,625	個	
間仕切り	220	個	

1 8－1 災害救助基準

救助の種類	対 象	費 用 の 限 度 額			期 間	備 考			
避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者を収容する。	(基本額) 避難所設置費 1人 1日当たり <u>330</u> 円以内 高齢者等の要配慮者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、上記の金額に加え、当該地域において当該特別な配慮のために必要な通常の実費を加算することができる。			災害発生の日から7日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇い上げ費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上 3 避難所での生活が長期にわたる場合等においては、避難所に避難している者への健康上の配慮等により、ホテル、旅館等宿泊施設の借り上げを実施し、これを供与することができる。			
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	(1) 建設型応急住宅 設置にかかる原材料費、労務費、附帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として、 <u>五百七十一万四千円</u> 以内			災害発生の日から <u>二十</u> 日以内に着工	1 一戸当たりの規模は二十九・七平方メートルを基準とし、地域の実情、世帯構成等に応じた規模とする。 2 高齢者等の要配慮者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 3 供与期間最大2年以内 4 解体撤去及び土地の原状回復費用当該地域における実費			
		(2) 賃貸型応急住宅 地域の実情に応じた額			災害発生の日から速やかに民間賃貸住宅を借り上げて提供	供与期間 最大2年以内			
炊き出しその他による食品の給与	1 避難所に収容された者 2 住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者	1人1日当たり <u>1,160</u> 円以内			災害発生の日から7日以内	食品給与のための総経費を延べ給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 (1食は1/3日)			
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること。)	当該地域における通常の実費			災害発生の日から7日以内	1 輸送費、人件費は別途計上			
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊(焼)、流出、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、又は損傷等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季(4月～9月)冬季(10月～3月)の季別は災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内			災害発生の日から10日以内	1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること			
		区分		1人 世帯	2人 世帯	3人 世帯	4人 世帯	5人 世帯	6人以上1人 増すごとに加算
		全壊 全流出	夏	<u>18,800</u>	<u>24,200</u>	<u>35,800</u>	<u>42,800</u>	<u>54,200</u>	<u>7,900</u>
			冬	<u>31,200</u>	<u>40,400</u>	<u>56,200</u>	<u>65,700</u>	<u>82,700</u>	<u>11,400</u>
		半壊 半床上浸水	夏	<u>6,100</u>	<u>8,300</u>	<u>12,400</u>	<u>15,100</u>	<u>19,000</u>	<u>2,600</u>
			冬	<u>10,000</u>	<u>13,000</u>	<u>18,400</u>	<u>21,900</u>	<u>27,600</u>	<u>3,600</u>
医 療	医療の途を失った者 (応急的処置)	1 救護班…使用した薬剤、治療材料、医療器具、破損等の実費 2 病院又は診療所…国民健康保険診療報酬の額以内			災害発生の日から14日以内	患者等の移送費は、別途計上			

1 8－1 災害救助基準

救助の種類	対 象	費 用 の 限 度 額			期 間	備 考			
避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者を収容する。	(基本額) 避難所設置費 1人 1日当たり 340 円以内 高齢者等の要配慮者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、上記の金額に加え、当該地域において当該特別な配慮のために必要な通常の実費を加算することができる。			災害発生の日から7日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇い上げ費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たったの輸送費は別途計上 3 避難所での生活が長期にわたる場合等においては、避難所に避難している者への健康上の配慮等により、ホテル、旅館等宿泊施設の借り上げを実施し、これを供与することができる。			
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	(1) 建設型応急住宅 設置にかかる原材料費、労務費、附帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として、 6,775,000 円以内			災害発生の日から20日以内に着工	1 一戸当たりの規模は二十九・七平方メートルを基準とし、地域の実情、世帯構成等に応じた規模とする。 2 高齢者等の要配慮者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 3 供与期間最大2年以内 4 解体撤去及び土地の原状回復費用当該地域における実費			
		(2) 賃貸型応急住宅 地域の実情に応じた額			災害発生の日から速やかに民間賃貸住宅を借り上げて提供	供与期間 最大2年以内			
炊き出しその他のによる食品の給与	1 避難所に収容された者 2 住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者	1人1日当たり 1,230 円以内			災害発生の日から7日以内	食品給与のための総経費を延べ給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 (1食は 1/3 日)			
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること。)	当該地域における通常の実費			災害発生の日から7日以内	1 輸送費、人件費は別途計上			
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊(焼)、流出、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、又は損傷等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季(4月～9月)冬季(10月～3月)の季別は災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内			災害発生の日から10日以内		1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること		
		区分		1人 世帯	2人 世帯	3人 世帯	4人 世帯	5人 世帯	6人以上1人 増すごとに加算
		全壊 全流出	夏	19,200	24,600	36,500	43,600	55,200	8,000
			冬	31,800	41,100	57,200	66,900	84,300	11,600
		半壊 半床上浸水	夏	6,300	8,400	12,600	15,400	19,400	2,700
			冬	10,100	13,200	18,800	22,300	28,100	3,700
医 療	医療の途を失った者(応急的処置)	1 救護班…使用した薬剤、治療材料、医療器具、破損等の実費 2 病院又は診療所…国民健康保険診療報酬の額以内			災害発生の日から14日以内		患者等の移送費は、別途計上		

			3 施術者…協定料金の額以内					3 施術者…協定料金の額以内				
	助産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分娩した者であって災害のため助産の途を失った者(出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者)	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産婦による場合は、慣行料金の100分の80以内の額	分娩した日から7日以内	妊婦等の移送費は、別途計上			1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産婦による場合は、慣行料金の100分の80以内の額	分娩した日から7日以内	妊婦等の移送費は、別途計上		
	被災者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日以内	1 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の搜索」として取り扱う。 2 輸送費、人件費は、別途計上			1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	災害発生の日から3日以内	1 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の搜索」として取り扱う。 2 輸送費、人件費は、別途計上		
	(追加)											
	被災した住宅の応急修理	1 住家が半壊(焼)、若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力により応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者	1 2に掲げる世帯以外の世帯 595,000円以内 2 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 300,000円以内	災害発生の日から1か月以内				被災した住宅の応急修理(住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理) 住家が半壊(焼)、又はこれに準ずる程度の損傷を受け、雨水の侵入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者 50,000円以内	災害発生の日から10日以内に完了			
	学用品の給与	住家の全壊(焼)流失半壊(焼)又は床上浸水により学用品の喪失、損傷等により学用品を使用することができず、就学上支障のある小学校児童(義務養育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部の児童を含む)及び中学校生徒(義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部の生徒を含む)及び高等学校等生徒	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、次の金額以内 小学校児童 1人当たり4,500円 中学校生徒 1人当たり4,800円 高等学校等生徒 1人当たり5,200円	災害発生の日から(教科書)1か月以内(文房具及び通学用品)15日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。			被災した住宅の応急修理(日常生活に必要な最小限度の部分の修理) 1 住家が半壊(焼)、又はこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力により応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者	災害発生の日から3か月以内に完了(国の災害対策本部が設置された災害においては6か月以内に完了)			
	埋葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1 体当たり大人(12歳以上)215,200円以内 小人(12歳未満)172,000円以内	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。			学用品の給与 住家の全壊(焼)流失半壊(焼)又は床上浸水により学用品の喪失、損傷等により学用品を使用することができず、就学上支障のある小学校児童(義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部の児童を含む)及び中学校生徒(義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部の生徒を含む)及び高等学校等生徒	災害発生の日から(教科書)1か月以内(文房具及び通学用品)15日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。		
	死体の搜索	行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情により既に死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	1 輸送費、人件費は、別途計上 2 災害発生後3日を経過したものは一応死亡した者と推定している。			埋葬 災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給 1 体当たり大人(12歳以上)219,100円以内 小人(12歳未満)175,200円以内	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。		
	死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理(埋葬を除く。)をする。	(洗浄、消毒等) 1 体当たり3,500円以内 一時保存 検案 既存建物借上費 通常の実費 既存建物以外 1 体当たり5,400円以内 救護班以外は慣行料金	災害発生の日から10日以内	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。			死体の搜索 行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情により既に死亡していると推定される者	災害発生の日から10日以内	1 輸送費、人件費は、別途計上 2 災害発生後3日を経過したものは一応死亡した者と推定している。		
								死体の処理 災害の際死亡した者について、死体に関する処理(埋葬を除く。)をする。 一時保存 検案 既存建物借上費 通常の実費 既存建物以外 1 体当たり5,500円以内 救護班以外は慣行料金	災害発生の日から10日以内	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。		

	障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障を来している場合で自力では除去することのできない者	1世帯当たり 137,900円以内	災害発生の日から10日以内		障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障を来している場合で自力では除去することのできない者	1世帯当たり 138,700円以内	災害発生の日から10日以内	
	輸送費及び賃金職員等雇い上げ費	1 被災者の避難 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の捜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内		輸送費及び賃金職員等雇い上げ費	1 被災者の避難 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の捜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
	実費弁償	災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者	災害救助法第7条第1項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事の総括する都道府県の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める。	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額	実費弁償	災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者	災害救助法第7条第1項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事の総括する都道府県の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める。	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額
資-160 ～164	20-1 災害応援協定等一覧表					20-1 災害応援協定等一覧表				
	No.	協定名	締結日	締結先	締結内容	No.	協定名	締結日	締結先	締結内容
	1	災害時における相互応援協定	H7.11.29	日立市	災害時における相互応援	1	災害時における相互応援協定	H7.11.29	日立市	災害時における相互応援
	1・2	「災害時における相互応援協定」の応援事項に関する協議書	H24.8.7	日立市	協定対象となる災害の見直し及び被災者の一時受入れについての協議	1・2	「災害時における相互応援協定」の応援事項に関する協議書	H24.8.7	日立市	協定対象となる災害の見直し及び被災者の一時受入れについての協議
	2	災害救助に必要な物資の供給に関する協定	H7.12.6	市内大型店等3社 (コープぐんま・わらべや・セキチュー)	災害時における緊急物資等の供給	2	災害救助に必要な物資の供給に関する協定	H7.12.6	市内大型店等3社(コープぐんま・わらべや・セキチュー)	災害時における緊急物資等の供給
	3	災害時における給水装置等の早期復旧協力に関する協定	H8.1.31	桐生管工事協同組合	災害時における給水装置等の早期復旧	3	災害時における給水設置等の早期復旧に関する協定	H8.1.31	桐生管工事協同組合	災害時における給水設置等の早期復旧
	4	災害救助に必要な物資の供給に関する協定	H8.3.28	桐生地区製パン組合・桐生石油商業協同組合・群馬県LPガス協会桐生支部	災害救助に必要な物資の供給	4	災害救助に必要な物資の供給に関する協定	H8.3.28	桐生地区製パン組合・桐生石油商業協同組合・群馬県LPガス協会桐生支部	災害救助に必要な物資の供給
	5	災害救助に必要な物資等の提供に関する協定	H8.3.28	桐生電気工事協同組合・群馬県建設業協会桐生支部・桐生建築業関連団体連絡協議会	災害救助及び応急復旧等に必要な人員並びに資機材及び物資の提供	5	災害救助に必要な物資等の提供に関する協定	H8.3.28	桐生電気工事協同組合・群馬県建設業協会桐生支部・桐生建築業関連団体連絡協議会	災害救助及び応急復旧等に必要な人員並びに資機材及び物資の提供
	6	災害救助に必要な物資の運送等に関する協定	H8.3.28	群馬県トラック協会桐生地区協議会	災害救助に必要な物資の運送及び救助活動に必要な車両等の提供	6	災害救助に必要な物資の運送等に関する協定	H8.3.28	群馬県トラック協会桐生支部	災害救助に必要な物資の運送及び救助活動に必要な車両等の提供
	7	大規模災害時の相互応援に関する協定	H9.3.27 H9.4.1施行	競艇事業関係自治体16市(伊丹市・青梅市・大竹市・岡崎市・唐津市・蒲郡市・倉敷市・津市・周南市・常滑市・戸田市・鳴門市・府中市・丸亀市・箕面市・坂井市)	大規模災害時における相互応援	7	大規模災害時の相互応援に関する協定	H9.3.27	競艇事業関係自治体16市(伊丹市・青梅市・大竹市・岡崎市・唐津市・蒲郡市・倉敷市・津市・周南市・常滑市・戸田市・鳴門市・府中市・丸亀市・箕面市・坂井市)	大規模災害時における相互応援

	8	災害時における桐生市、桐生郵便局間の協力に関する覚書	H9.7.4	桐生郵便局	災害時における相互応援
	9	災害時非常無線通信の協力に関する協定	H10.3.11	桐生市アマチュア無線非常通信協議会	災害対策本部と避難所の無線通信や災害情報収集及び伝達等の協力(災害発生時の非常通信手段を確保する。)
	10	群馬県水道災害相互応援協定	H13.2.9	群馬県、県内水道事業者	給水、復旧、機材供出
	11	災害時における救援物資提供に関する協定	H17.5.17	三国コカ・コーラボトリング株式会社	災害時における救援物資(飲料水等)の供給
	12	<u>水道災害時の相互応援における水道本管接続に関する覚書</u>	<u>H18.3.27</u>	<u>みどり市</u>	<u>本管接続による給水</u>
	13	<u>災害時における相互応援に関する協定</u>	<u>H18.3.27</u>	<u>みどり市</u>	<u>災害時における相互応援</u>
	14	<u>水道災害相互応援に関する協定</u>	<u>S58.6.29</u> <u>(H18.7.11)</u>	<u>両毛地区(足利市・佐野市・群馬東部水道企業団)</u>	<u>給水、復旧、資材提供(配水管接続)</u>
	15	大規模災害時における相互応援に関する協定	H9.7.29 (H18.7.11)	両毛五市(足利市・佐野市・太田市・館林市・みどり市)	大規模災害時における相互応援
	16	災害時等における仮設トイレ設置及びし尿処理等の協力に関する協定	H19.4.1	桐生環境衛生共同企業体	災害時における仮設トイレの設置及びし尿処理の協力
	17	<u>災害緊急情報の放送に関する協定</u>	<u>H19.11.12</u>	<u>株式会社FM桐生</u>	<u>災害時におけるラジオによる緊急放送</u>
	17-2	<u>「災害緊急情報の放送に関する協定書」の運用に関する協議書</u>	<u>H25.9.30</u>	<u>株式会社FM桐生</u>	<u>Jアラート情報の自動起動放送及び市により放送できる災害緊急情報に係る協議</u>
	18	災害時における相互応援に関する協定	H20.4.1	日光市	災害時における相互応援
	19	群馬県災害廃棄物等の処理に係る相互応援に関する協定	H20.4.1	群馬県、県内市町村及び一部事務組合	災害廃棄物等の処理に係る相互応援
	20	災害時における遺体の搬送に関する協定	H20.7.1	社団法人全国霊柩自動車協会	災害時における遺体搬送の支援協力
	21	「道の駅」の防災総合利用に関する基本協定	H20.11.5	群馬県	災害時における施設の総合利用
	22	災害時における避難場所の施設使用に関する覚書	H21.4.1	国立大学法人群馬大学	災害時における避難場所としての施設使用
	22-2	「災害時における避難場所の施設使用に関する覚書」の運用に関する協議書	H26.12.22	国立大学法人群馬大学	ヘリコプター臨時離着陸場等の施設使用に係る協議
	23	災害時の情報交換に関する協定	H23.3.7	国土交通省関東地方整備局	災害時の情報交換
	8	災害時における桐生市、桐生郵便局間の協力に関する覚書	H9.7.4	桐生郵便局	災害時における相互応援
	9	災害時非常無線通信の協力に関する協定	H10.3.11	桐生市アマチュア無線非常通信協議会	災害対策本部と避難所の無線通信や災害情報収集及び伝達等の協力(災害発生時の非常通信手段を確保する。)
	10	群馬県水道災害相互応援協定	H13.2.9	群馬県、県内水道事業者	給水、復旧、機材供出
	11	災害時における救援物資提供に関する協定	H17.5.17	三国コカ・コーラボトリング株式会社	災害時における救援物資(飲料水)の供給
		(削除)			
		(削除)			
		(削除)			
	12	大規模災害時における相互応援に関する協定	H18.7.11	両毛五市(足利市・佐野市・太田市・館林市・みどり市)	大規模災害時における相互応援
	13	災害時等における仮設トイレ設置及びし尿処理等の協力に関する協定	H19.4.1	桐生環境衛生共同企業体	災害時における仮設トイレの設置及びし尿処理の協力
		(削除)			
		(削除)			
	14	災害時における相互応援に関する協定	H20.4.1	日光市	災害時における相互応援
	15	群馬県災害廃棄物等の処理に係る相互応援に関する協定	H20.4.1	群馬県・県内市町村及び一部事務組合	災害廃棄物等の処理に係る相互応援
	16	災害時における遺体の搬送に関する協定	H20.7.1	社団法人全国霊柩自動車協会	災害時における遺体搬送の支援協力
	17	「道の駅」の防災総合利用に関する基本協定	H20.11.5	群馬県	災害時における施設の総合利用
	18	災害時における避難場所の施設使用に関する覚書	H21.4.1	国立大学法人群馬大学	災害時における避難場所としての施設使用
	18-2	「災害時における避難場所の施設使用に関する覚書」の運用に関する協議書	H26.12.22	国立大学法人群馬大学	ヘリコプター臨時離着陸場等の施設使用に係る協議
	19	災害時の情報交換に関する協定	H23.3.7	国土交通省関東地方整備局	災害時の情報交換

	24	災害時における生活物資の供給協力に関する協定	H24.4.25	株式会社カインズ	災害時における生活物資の供給協力
	25	災害時における物資の供給協力に関する協定	H24.6.12	株式会社フレッセイ	災害時における物資の供給協力
	26	災害時における福祉避難所の設置及び運営に関する協定	H24.7.12	株式会社みらい	災害時における福祉避難所の設置及び運営
	27	災害時における物資の供給協力に関する協定	H24.7.23	株式会社ベイシア	災害時における物資の供給協力
	28	災害時における福祉避難所の設置及び運営に関する協定	H24.9.15	10 の社会福祉法人、1 の医療法人、特別養護老人ホーム菱風園	災害時における福祉避難所の設置及び運営
	29	災害時における応急レンタル機材供給等に関する協定	H24.11.20	コーエィ株式会社	災害時における応急レンタル機材の供給協力
	30	災害時における物資の供給協力に関する協定	H24.11.26	株式会社フジタコーポレーション	災害時における物資の供給協力
	31	(株)ミツバと周辺地域の水防体制に関する協定	H25.3.19	株式会社ミツバ 国土交通省関東地方整備局	(株)ミツバ社屋及び周辺地域の水防体制の構築
	32	災害時における救援物資提供に関する協定	H25.7.1	株式会社環境システムズ	災害時における物資の供給協力
	33	災害時における帰宅困難者対応に関する覚書	H25.8.8	東日本旅客鉄道株式会社	災害時における相互応援
	34	災害時における救援物資の提供協力に関する協定	H25.10.7	株式会社伊藤園	災害時における救援物資(飲料水等)の供給
	35	災害時における物資の供給協力に関する協定	H25.12.24	新田みどり農業協同組合	災害時における物資の供給協力
	36	災害時における包括的な施設利用に関する協定	H26.1.20	桐生仏教会(所属 54 寺院)並びに新里地区(7 寺院)及び黒保根地区(3 寺院)	災害時における支援施設としての応援協力
	37	災害に係る情報発信等に関する協定	H26.4.4	ヤフー株式会社	災害時における情報発信及び桐生市ホームページの負担軽減について
	38	災害時における一般廃棄物の収集運搬の支援に関する協定書	H26.9.8	桐生市受託事業協力会	災害時における一般廃棄物収集運搬の協力
	39	桐生市と宮古市との災害時相互援助に関する協定	H26.12.22	宮古市	災害時における相互援助
	40	災害時における応急対策活動に関する協定	H27.1.8	一般社団法人群馬県建設業協会桐生支部	災害時における応急対策活動の協力
	41	桐生市の避難所等情報提供に関する協定	H27.3.9	ファーストメディア株式会社三井住友海上火災保険株式会社	桐生市の避難所等情報提供に関する協力
	42	災害時における物資の供給協力に関する協定	H27.6.17	株式会社 カスミ	災害時における生活物資の供給協力
	20	災害時における生活物資の供給協力に関する協定	H24.4.25	株式会社カインズ	災害時における生活物資の供給協力
	21	災害時における物資の供給協力に関する協定	H24.6.12	株式会社フレッセイ	災害時における物資の供給協力
	22	災害時における福祉避難所の設置及び運営に関する協定	H24.7.12	株式会社みらい	災害時における福祉避難所の設置及び運営
	23	災害時における物資の供給協力に関する協定	H24.7.23	株式会社ベイシア	災害時における物資の供給協力
	24	災害時における福祉避難所の設置及び運営に関する協定	H24.9.15	10 の社会福祉法人・1 の医療法人・特別養護老人ホーム菱風園	災害時における福祉避難所の設置及び運営
	25	災害時における応急レンタル機材供給等に関する協定	H24.11.20	コーエィ株式会社	災害時における応急レンタル機材の供給協力
	26	災害時における物資の供給協力に関する協定	H24.11.26	株式会社フジタコーポレーション	災害時における物資の供給協力
	27	株式会社ミツバと周辺地域の水防体制に関する協定	H25.3.19	株式会社ミツバ・国土交通省関東地方整備局	株式会社ミツバ社屋及び周辺地域の水防体制の構築
	28	災害時における救援物資提供に関する協定	H25.7.1	株式会社環境システムズ	災害時における物資の供給協力
	29	災害時における帰宅困難者対応に関する覚書	H25.8.8	東日本旅客鉄道株式会社	災害時における相互応援
	30	災害時における救援物資の提供協力に関する協定	H25.10.7	株式会社伊藤園	災害時における救援物資(飲料水等)の供給
	31	災害時における物資の供給協力に関する協定	H25.12.24	新田みどり農業協同組合	災害時における物資の供給協力
	32	災害時における包括的な施設利用に関する協定	H26.1.20	桐生仏教会(所属 54 寺院)並びに新里地区 (7 寺院)及び黒保根地区 (3 寺院)	災害時における支援施設としての応援協力
	33	災害に係る情報発信等に関する協定	H26.4.4	ヤフー株式会社	災害時における情報発信及び桐生市ホームページの負担軽減について
	34	災害時における一般廃棄物の収集運搬の支援に関する協定	H26.9.8	桐生市受託事業協同組合	災害時における一般廃棄物収集運搬の協力
	35	桐生市と宮古市との災害時における相互援助に関する協定	H26.12.22	宮古市	災害時における応急対策及び復旧対策
	36	災害時における応急対策活動に関する協定	H27.1.8	一般社団法人群馬県建設業協会桐生支部	災害時における応急対策活動の協力
	37	桐生市の避難所等情報提供に関する協定	H27.3.9	ファーストメディア株式会社・三井住友海上火災保険株式会社	桐生市の避難所等情報提供に関する協力
	38	災害時における物資の供給協力に関する協定	H27.6.17	株式会社 カスミ	災害時における物資の供給協力

	43	行田市と桐生市との災害時における相互応援に関する協定	H27.7.14	行田市	災害時における相互応援
	44	災害時における無人遠隔操作航空撮影に関する協定	H28.3.10	桐生ドローン利活用協議会	災害時における空撮の協力
	45	災害時における避難場所の施設利用に関する協定	H28.3.28	株式会社 山田製作所	災害時における避難場所の施設利用について
		(追加)			
	46	災害時における水道事業の応援業務に関する協定	H28.6.3	株式会社 両毛ビジネスサポート	災害時における水道事業の応援業務についての協力
	47	災害時における特設公衆電話の設置・利用に関する覚書	H28.6.14	東日本電信電話株式会社	災害時における被災者等の通信確保
	48	災害時相互応援に関する協定	H28.8.8 (H10.4.30)	公益社団法人日本水道協会関東地方支部	給水、復旧、資器材提供等
	49	災害時における一時避難場所の施設利用に関する覚書	H28.12.12	桐生信用金庫	災害時における一時避難場所の施設利用の協力
	50	大規模土砂災害時等に備えた相互協力に関する申し合せ書	H29.3.2 1	国土交通省 関東地方整備局 渡良瀬川河川事務所	大規模土砂災害等に備えた相互協力
	51	上水道相互連絡管による相互応援配水に関する協定	H29.11.9	伊勢崎市水道事業	付近住民への飲料水用及び防火用のために配水する。
	52	原子力災害における水戸市民県外広域避難に関する協定	H30.2.15	水戸市	原子力災害時における県外広域避難
	53	災害時における相互応援協定	H30.3.6	大田区	災害時における応急対策及び復旧対策
	54	災害時における物資の供給に関する協定	H30.3.28	三高産業株式会社	避難所生活における簡易間仕切り等の物資供給
	55	災害時における物資供給に関する協定	H31.3.6	株式会社小林ダンボール	避難所生活におけるダンボール製品等の物資供給
	56	災害時における情報伝達及び物資輸送等に関する協定	H31.3.25	群馬県オートバイ事業協同組合	災害時における情報伝達及び物資輸送等
	57	災害時における被災者支援等の協力に関する協定	R1.12.26	群馬県行政書士会 桐生支部	行政書士事務の協力による被災者支援
	58	災害時における物資輸送等に関する協定	R2.3.23	ヤマト運輸株式会社 群馬主管支店	物資輸送及び物資拠点施設の運営等の支援協力
	59	災害時における物資の提供等に関する協定	R2.7.13	株式会社ソフィア	災害時における物資の供給協力
	60	災害時における物資の提供に関する協定	R2.8.25	株式会社アスパックス	災害時における物資の供給協力
	39	行田市と桐生市との災害時における相互応援に関する協定	H27.7.14	行田市	災害時における応急対策及び復旧対策
	40	災害時における無人遠隔操作航空撮影に関する協定	H28.3.10	桐生ドローン利活用協議会	災害時における無人遠隔操作航空撮影の協力
	41	災害時における避難場所の施設利用に関する協定	H28.3.28	株式会社 山田製作所	災害時における避難場所の施設利用の協力
	42	水道災害相互応援に関する協定	H28.4.1 (S58.6.29)	両毛地区（足利市・佐野市・群馬東部水道企業団）	給水、復旧、資材提供（配水管接続）
	43	災害時における水道事業の応援業務に関する協定	H28.6.3	株式会社 両毛ビジネスサポート	災害時における水道事業の応援業務についての協力
	44	災害時における特設公衆電話の設置・利用に関する協定	H28.6.3	東日本電信電話株式会社	避難時における被災者等の通信確保
	45	災害時相互応援に関する協定	H28.8.8 (H10.4.30)	公益社団法人日本水道協会関東地方支部	給水、復旧、資機材提供等
	46	災害時における一時避難場所の施設利用に関する覚書	H28.12.12	桐生信用金庫	災害時における一時避難場所の施設利用の協力
	47	大規模土砂災害時に備えた相互協力に関する申し合せ書	H29.3.21	国土交通省関東地方整備局・渡良瀬川河川事務所	大規模土砂災害等に備えた相互協力
	48	上水道相互連絡管による相互応援配水に関する協定	H29.11.9	伊勢崎市水道事業	付近住民への飲料水用及び防火用のために配水する
	49	原子力災害における水戸市民県外広域避難に関する協定	H30.2.15	水戸市	原子力災害時における県外広域避難
	50	災害時における相互応援協定	H30.3.6	大田区	災害時における応急対策及び復旧対策
	51	災害時における物資の供給に関する協定	H30.3.28	三高産業株式会社	避難所生活における簡易間仕切り等の物資供給
	52	災害時における物資供給に関する協定	H31.3.6	株式会社小林ダンボール	避難所生活におけるダンボール製品等の物資供給
	53	災害時における情報伝達及び物資輸送等に関する協定	H31.3.25	群馬県オートバイ事業協同組合	災害時における情報伝達及び物資輸送等
	54	災害時における被災者支援等の協力に関する協定	R1.12.26	群馬県行政書士会 桐生支部	行政書士事務の協力による被災者支援
	55	災害時における物資輸送等に関する協定	R2.3.23	ヤマト運輸株式会社 群馬主管支店	物資輸送及び物資拠点施設の運営等の支援協力
		(削除)			
	56	災害時における物資の提供に関する協定	R2.8.25	株式会社アスパックス	災害時における物資の供給協力

	61	災害時における移動式 宿泊施設等の提供に関する協定	R2.8.28	株式会社デベロップ	災害時における移動式宿泊 施設の提供協力
	62	災害時避難施設に係る 情報の提供に関する協 定	R2.9.4	株式会社バカン	災害時避難所混雑情報に関 する提供協力
		(追加)			
	63	上水道相互連絡管によ る相互応援配水に関す る協定	R3.2.18	前橋市	付近住民への飲料水用及び 防火用のために配水する。
	57	災害時における移動式 宿泊施設等の提供に関 する協定	R2.8.28	株式会社デベロップ	災害時における移動式宿泊 施設等の提供協力
	58	災害時避難施設に係る 情報の提供に関する協 定	R2.9.4	株式会社バカン	災害時避難所混雑情報に関 する提供協力
	59	災害時における停電復 旧の連携等に関する基 本協定	R2.11.10	東京電力パワーグリッド 株式会社太田支社・みど り市	災害時における停電復旧に 関する 3 者連携協力
	60	上水道相互連絡管によ る相互応援配水に関す る協定	R3.2.18	前橋市	付近住民への飲料水用及び 防火用のために配水する
	61	災害時における相互応 援に関する協定	R3.3.23 (H18.3.27)	みどり市	災害時における相互応援
	62	災害時における応急対 策業務の応援協力に関 する協定	R4.2.1	一般財団法人 群馬建築 士会 桐生支部	災害時における応急対策業 務の協力
	63	災害時における支援物 資の受入及び配送等に関 する協定	R4.3.31	佐川急便株式会社	物資輸送及び物資拠点施設 の運営等の支援協力
	64	災害時におけるレンタ ル機材の提供に関する 協定	R4.4.20	株式会社ナガワ	災害時におけるレンタル機 材の提供協力
	65	災害時における応援業 務に関する協定	R4.5.20	関信ゼベリン株式会社	災害時における水道事業の 応援業務についての協力
	66	災害ボランティアセン ターの設置・運営等に関 する協定	R4.9.1	社会福祉法人桐生市社会 福祉協議会	災害ボランティアセンター の設置、運営に関する協力
	67	災害時における相互協 力に関する基本協定	R4.10.17	東日本電信電話株式会社	災害時における相互協力
	67-2	災害時における通信復 旧作業及び道路啓開作 業に伴う障害物の除去 等に関する覚書	R4.10.17	東日本電信電話株式会社	災害時における通信復旧作 業、道路啓開作業に関する 協力
	68	桐生市緊急割込放送に 関する協定	R4.11.1	株式会社 FM 桐生	災害時の緊急割込放送
	69	災害時における飲料水 の提供等に関する協定	R4.12.26	有限会社新誠運輸倉庫	災害時における飲料水の提 供、救援物資の一時保管
	70	災害時等における避難 場所の施設利用に関す る協定	R5.3.1	株式会社オープンハウス 桐生	災害時等における一時避難 場所の提供
	71	災害時等における避難 場所の施設利用に関す る協定	R5.3.27	学校法人角川ドワンゴ学 園	災害時等における一時避難 場所の提供
	72	災害時等における応急 対策の協力に関する協 定	R5.7.24	公益社団法人日本下水道 管路管理業協会 関東支 部 群馬県部会	災害時等における応急対策 の協力
	73	災害時における被災者 支援等の協力に関する 協定	R5.8.23	群馬県社会保険労務士会 桐生支部	被災者支援のための相談業 務の協力

			74	災害時におけるキッチンカーによる炊き出しの実施等に関する協定	R5.11.22	桐生・みどりキッチンカー協会	災害時等における炊き出し等の実施
--	--	--	----	--------------------------------	----------	----------------	------------------